

ISSN 0288-8734

統計研究参考資料

No. 34

国連事務局

『性的ステレオタイプ、性的偏り

および国家データシステム』

(翻訳)

1991年 6月

法政大学

日本統計研究所

性的ステレオタイプ、性的偏り および国家データシステム

目次	次	
	ハラグラフ	ページ
まえがき		1
序論	1- 18	4
I 世帯主	19- 43	8
II 世帯および家族	44- 74	15
III 経済活動	75-105	23
IV その他の諸問題	106-139	33
V 結論	140-141	45
付録 顧問の旅行日程および謝辞		49
訳者あとがき		52

まえがき

第19会期統計委員会は、「性的ステレオタイプに関連する概念や方法を用いることによって、センサスの結果にゆがみを与えないように、あらゆる可能な対策をこうすべきであるということで、意見の一致をみた」。1) 1977年 加盟国に配布された「1980年人口住宅センサス国連勧告に関する暫定報告」(ST/ESA/STAT/91)と題する資料のおおくのパラグラフでこの問題が取り上げられている。経済社会理事会はその決議2061 (LXII) で、「1976年11月、第19会期統計委員会が、1980年世界人口住宅センサス事業計画の立案にさいして、経済・人口・社会統計の収集・編成に用いられる基本概念から、性的ステレオタイプを取り除くために必要な改訂を行うことに、はじめて取り組み、現在もその努力を続けていること」に注目し、「第20会期統計委員会にたいし1976年-85年の国連婦人の10年 一平等、発展、平和の成功に貢献するものとして、各国の統計部局、地域委員会、政府間諸機関、国連機関および国連専門機関とりわけ I L O、U N E S C O、W H O、F A Oと協力して、その活動を継続するように」要請した。

このための努力の一環として、国連統計局はインド社会研究所の S. D'Souza 氏を顧問に任命し、3ヶ月間にわたり尽力を仰いだ。彼は、婦人の役割と地位の検討に必要な統計について、統計利用者の要望をみたすために、各国統計局が直面する主要な問題を再検討し、ついでこれらの問題を処理するために、既に開発されたか、あるいは目下検討中の解決案についての情報を提供する報告書をまとめた。このような目的をもって D'Souza 氏は、多数の国の統計局、いくつかの地域委員会および国連専門機関を訪れた。彼はまた多くの研究機関や個人を訪問した。それらは全て女性の役割と地位に関する諸問題の検討に人口センサス及び官庁統計を利用すること、およびこれらの統計から性的ステレオタイプを除くことに関心をもっていた(彼が訪問した国、機関、研究所のリストはこの報告書の付録にしめされている)。氏の旅費の一部はフォード財団の援助でまかなわれた。

この報告書は氏の最初の報告書の改訂版であり、またこのなかには、地域委員会や専門機関とりわけ I L O、W H O からよせられた、最初の報告書にたいする多くの有益なコメントや訂正がもりこまれている。この報告書の予備版は、1978年11月23日-26日までブラ

1) Official Records of the Economic and Social Council, Sixty-second Session, Supplement No. 2 (E/5910), para. 48.

ジルのリオ・デ・ジャネイロで開催されたセミナー（JUPERJ Semanario a Mulher na Forca de Trabalho na America Latina）の非公式資料として、参加者に配布されている。

この報告書の目的は二つある。第一の目的は、国の統計機構を構成する諸機関と、女性の役割と地位、女性の開発への参加、両性間の平等に関する諸問題を検討するために、これら諸機関が作成する統計を利用しようとする統計利用者とのあいだの討論に寄与する資料にしようという目的である。

いかなる分野においても、統計の作成者と利用者との間で、このような討議を行う事は、必要不可欠である。それによって統計作成者はその国の多くの統計利用者の多様な要望について、より適切で、より最新の理解を得る事ができ、また統計利用者は、国の統計機関が利用者の要望をみたすには、技術的、財政的制約をうけながら作業しなければならず、時には他の利用者と競合する要望をうけることを、より明確に、現実的に理解する事ができる。2) 統計作成者が、あらたなデータを必要とする利用者グループの特定の要望を、ほとんどあるいは全く気がつかず、また統計利用者も既存のデータの改善について曖昧で漠然とした用語でしか要求できないような場合、このような意見の交換はとりわけ重要である。

様々な国で女性の役割と地位および、それに関する諸問題を検討する上で、また、すでに開発されたか、あるいは目下試験中の、これら諸問題の解決策を検討する上で、それにふさわしい統計が必要とされている。そして、この報告書の第二の目的は、この必要を満たすために、多くの国が直面している諸問題についての情報を提供することである。いうまでもなく、この報告書であつかっている諸問題は、その広がりや性質、複雑さにおいて、大きなちがいがあある。同様に、述べられている解決策も、これら要因との関連の点で、および提起された問題をどの程度十分に解決しえたかという点で、まちまちである。今ここで問題となっているような、目下進展しており、また開発されつつある政策関連トピックについては、この報告書で論じられているすべての問題について、満足できる解決策を見つけるために、統計作成者と利用者が共同で一定期間の試験や実験を行うことが必要であろう。

第19および20会期統計委員会が行った、このトピックについての討議にしたがって、この報告書は各国統計局その他へ配布中であり、コメントを求めることになっている。これ

2) 統計作成者と利用者についてのさらなる議論については、次を参照せよ。

The Organization of National Statistical Services, (United Nations publication, Sales No.E.77.XVII.5), paras. 53-56.

に関連して、第20会期統計委員会は「統計作成者・利用者を含めてこの問題に関する専門家会議を開催すること、そして各国からのコメント次第では、資金が許すならテクニカル・レポートとしてこの報告書を出版することを支持した」。3)

3) Official Records of the Economic and Social Council, 1979, Supplement No. 3 (E/1979/23), para. 105.

序 論

1. 1975年6月19日から7月2日まで、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議で、国際婦人年の諸目標を達成するために世界行動計画が作成された¹⁾。その後1975年12月15日、国連総会の決議3520 (XXX) で承認されたこの行動計画の第161～169項は、女性に関するデータの研究、収集、分析の重要性と、この事業に国連が果たしうる役割の重要性を強調している。

2. 1976年11月8日から19日までニューデリーで開催された第19会期国連統計委員会に向けて国連統計局が作成した1980年世界人口住宅センサス計画中間報告は、性的ステレオタイプが人口センサスの有用性を損なうような影響を与えることがあり、この問題は世帯主概念や女性の経済活動と関連して日常茶飯事となっていることに注目した。(E/CN.3/480,パラグラフ.29)

3. 第19会期国連統計委員会は、「性的ステレオタイプの概念や方法を使用することにより、センサス結果を歪曲することをさけるために、あらゆる可能な対策を講ずるべきである」ということで意見が一致した。これに関して、多くの国では『世帯主』概念によって問題が生じていることが注目された。多くの国でこの概念は、現代の社会的状況や労働の実態にそぐわない、時代遅れのものであった。統計委員会は、この問題またはその他の問題について、いかなる解決策が講じられる場合でも、センサス調査員の手引きのなかで明確に記述すべきであり、個々の調査員が異なった解釈をする余地をのこすべきでないという点で意見の一致をみた²⁾。第19回期統計委員会の提案を具体化したものとして、1980年人口住宅センサスのための国連勧告が統計局によって準備され、1977年に加盟諸国に配布された。この勧告 (ST/ESA/STAT/91) の26～29パラグラフは性的ステレオタイプの問題を扱っている。

4. 引き続いて、人口住宅センサスの原則と勧告の草案に関する事務総長報告 (E/CN.3/515およびadd.1-3) が1979年2月20日から3月2日まで開催された第20会期統計委員会に提出され、さらに来たるべき人口センサスの準備を支援するために加盟諸国およびその他

1) Report of the World Conference of the International Women's Year (United Nations publication, Sales No.E.76.IV.1), chap. II, sect. A.

2) Official Records of the Economic and Social Council, Sixty-second Session, Supplement No.2 (E/5910), para. 48.

の諸機関にも広く配布された。この資料はセンサス勧告に関する中間報告で言及されている殆どの問題、とりわけ世帯主（または他の照会人）との関係（E/CN.3/515/add.2,パ'ラ'グ'ラフ768,69）および経済活動状態（E/CN.3/515/add.2,パ'ラ'グ'ラフ7190）について、中間報告よりも詳しく扱っている。この資料はまた性的ステレオタイプの影響とは無関係なデータを入手する際にしばしば直面する諸問題の論議も扱っている。この資料は、第20回期統計委員会の決定にしたがって、委員会のコメントにそって改訂され、人口住宅センサスの原則および勧告として近く出版される予定である 3)。これらの問題を扱うパラグラフについて、草案と確定版との間に変更点はない。

5. すでに前書きでものべたように、この報告書は、様々な国の統計機関と利用者を訪問した二度の大旅行を含む、3カ月にわたる顧問業務にもとづいて作成されたものである。これらの旅行は、女性の役割と地位および関連諸問題の検討にふさわしい統計の収集、編成、利用活動の大まかな状態を把握するために、入手できる情報にもとづいて計画されたものである。

6. これら訪問の目的は、いくつかの国々の様々なグループが実際に行っている、一国のデータシステムにおける性的ステレオタイプや性的偏りの問題を扱う他の国々にとって有益な活動についての情報をじかに入手することにあった。旅行は1977年11～12月と1978年4～5月に行われた。一カ国に滞在する期間は当然短かった。訪問国では、(a)センサスデータの収集（特に調査票作成）、(b)標本調査（特に労働力調査）、(c)人口統計調査研究（特に女性の開発への参加）、にたずさわる専門職員と努めて会うように配慮されたが、時間的制約から、国の統計部局の適当な職員のすべてや、最も詳しいデータ利用者には面会できないこともあった。さらに、訪問後に統計手続きにおいてなんらかの変更がなされた国があるかもしれない。

7. この報告書は、ある特定の国における統計的実践の包括的研究ではない。むしろ、国ごとの経験や具体例が、他国の統計家にとって、自分の国の類似の問題を考える際に役立つ説明としてとりあげられている。さらに、統計機構のレベルや文化的背景は国ごとに大きく異なるから、この報告書に述べられていることから、すべての国にとって適応可能と考えられる一般的結論を引き出すことには注意をしなければならない。

8. とりわけ、この報告書に盛り込まれている事例はアンバランスである。それは一つには、示される事例が、この報告の主題についての各国における研究の程度と事前の関心の程度、データの入手可能性を反映しているためである。しかし一つには、事例を選択す

3) United Nations publication, Sales No.E.80.XIII.8.

る際の、時期や言葉の問題もある。この報告書を作成するにあたり英語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、スペイン語の統計が利用されたのに対し、ノールウェー語、スウェーデン語、ポーランド語、セルビア・クロアチア語、アラビア語の資料は、利用できなかった。

9. このような制約にもかかわらず、二、三の一般的結論をまとめることができる。各国統計部局は、女性の地位と役割、開発への参加および両性間の平等を研究する際、利用可能なデータベースの改善をいつでも支援できる体制にあるように見える。統計部局が進んで協力しようとしているのは、一つは直接的データ収集活動であり、もう一つは、概念や観測の手法の改善に必要な方法論的検討および試験的活動である。しかしながら、やはり殆どの統計部局はこの問題に対して高い優先度を与えていないようにみうけられるし、国によっては、この問題に関心をもつのは特定の研究機関に限られている。

10. 多くの国でこの問題に対する優先度が低い理由の一つは、データの「作成者」と「利用者」が二つの別個のグループを構成し、両者間の対話が必ずしも常に行われていないためである。統計機関は、この問題に関連するデータについての具体的・実際的要請がくるのをただ待っていることがあまりにも多く、他方、「女性」問題と関わる機関は、その要求を、具体的に述べることができないうように見える場合がよくある。

11. 官庁統計作成者と、開発への女性参加拡大計画の進捗状況を把握するために官庁統計を利用する者との間の対話の欠如から生ずる意見の不一致は、この他の諸要因も加わって悪化の一途をたどっている。

12. 第一に、大半の発展途上国で、この問題に関するデータが、他の問題と同様に、不十分で信頼性に欠ける基本的原因は、十分に発達した国家的統計基盤が欠如しているためである。人口センサスをたまにしか実施できない国、世帯調査を継続して実施できない国、住民登録制度や他の行政報告制度が不完全な国、国の統計職員が不足している国では、政策を遂行する上で必要な全ての問題に関するデータはいちじるしく不足している。これらの国では、女性の開発参加を測定するために必要な統計の整備は、全国世帯調査実現計画、世界人口住宅センサス計画、世界人口動態統計改善計画およびこれらに関する相互技術援助計画のような諸統計事業計画によって、かなりの程度まで可能になるであろう。

13. 第二に、この分野の統計利用者の多くは、他の分野の利用者と同様に、自分以外の利用者の必要とするデータについて、統計作成者が考えるほど高い評価を与えないことである。その結果、既存の時系列統計の一貫性を保つことを頻繁に主張するのは、統計作成者側のようなものである。統計作成者が複数の利用者の相対立する要望の間で苦慮する場合、利用者双方にとって納得いく解決をはかるためには、討議や実験的試みに十分時間をかける

必要がある。このような対立がそれほど深刻なものでなく、単に表面的な場合、統計作成者のちょっとした工夫や、統計利用者の一方または双方の要請の部分的調整によって双方の希望をうまくかなえることも可能であろう。

14. 第三に、開発への女性参加を監視するために必要な要因には、質的なものがあり、それらは当然国家の統計データ収集制度の枠組みのなかにはおさまらない。国および地方機関の選挙や任命制度によって選出される構成員の男女別構成のような他のデータは、量的なものであるにもかかわらず、現在国家データ収集計画の範囲外にあることが多い。しかし、適当な権限と資金が統計部局に与えられるならば、これらのデータを国家統計体系の一部に加えることは当然可能である。

15. 発展途上国における基礎的統計基盤と業務遂行能力の確立、統計利用者間の対立の解消、国家統計体系に含めるべきデータの範囲という諸問題は、あきらかに国の統計政策において根本的問題である。そして、それらの問題をここで論ずることは、この報告書の範囲を大きく超えている。この報告書は問題をもっとせまい範囲に限定し、女性の役割と地位の改善に関心を持つ人々にとって必要な信頼できるデータをどうしたら入手できるかという問題を主に扱う。前に述べた統計作成者と利用者間のコミュニケーション・ギャップの問題はこの報告書全体で扱うが、それに加えて、以下で述べる二つの特殊な問題を、論ずることにする。

16. まず第一の問題は、人間の役割や地位について、性に基づく偏見が存在することであり、それはしばしば文化の中に深く浸透している。この報告書ではそれらの偏見を「性的ステレオタイプ」(sex-based stereotypes)と名付けている。統計調査事業の設計や実施にも影響を与えている性的ステレオタイプは、女性は労働力人口の中に入らず、男性は年齢のいかんを問わず例外なく常に世帯主であるという考え方を伴っている。

17. 第二の問題は、統計の収集、加工、編成、表示の際に生ずる性にもとづく偏りに関するものである。この報告書では、この問題を「性的偏り」(sex biases)と名付けている。この偏りは性的ステレオタイプに基づくこともあるし、統計観測過程の技術的要因に基づく生ずることもある。前者のタイプの一例は、女性の雇用者はごく少数にすぎないというステレオタイプに基づく、人口センサスの雇用者統計表を、男性についてのみ職業別に表示することである。後者のタイプである観測過程の技術的要因から生ずる性的偏りの一例は、多くの人口センサスやサーベイの中で、世帯員全員に代わって、一世帯員が回答することである。大半の国で、男性と女性の回答者数が同じであることはまれであり、データがどの程度自己申告あるいは代表者による申告に基づくのかによって、回答者の性別に著しい変動が生ずることになる。その結果、ある種のデータについて、男性と女性に関

するデータに重大な質的变化が生ずることになる。

18. この報告書では、上記の問題をさらに詳しく検討することにする。便宜上、ここで扱う項目は、以下に示す各節の表題にまとめられている。それらは、I 世帯主、II 世帯および家族、III 経済活動、IV その他の諸問題、V 結論、である。節の順序は必ずしもある特定の国における問題の重要度の順位を表すものではないことを強調しておきたい。

I 世帯主

19. カナダ、スウェーデン、アメリカ合衆国のような、ヨーロッパ経済委員会（ECE）加盟諸国では、性的ステレオタイプの問題は、「世帯主」問題との関連で、重大な問題として提起されている。センサスの調査票はこれまで伝統的に、各世帯の世帯員の一人を「世帯主」と指定している。そして世帯主と、他の世帯員との関係が記載される。世帯の中の一人を世帯主と指定することは、二つの役割をはたした。即ち第一に、世帯から情報を収集するための一つの組織を用意することによって、センサス調査員の仕事を楽にしたし、第二に、世帯主と指定された人とその属性がセンサスの集計や分析に利用されたことである。

20. 「主」を指定することは、権威主義的な色彩をおびた、不愉快なことであると考え人達がいくつかの国に存在し、彼らはこの伝統的な慣行に反対してきた。さらに、この概念は過去に一定の価値を持っていたにせよ、多くの社会で適切な分析を制約するものであると論じられている。様々な統計部局は、世帯主概念に対する抗議を背景にして、人々のどの部分からの敵愾心をも誘発しないような新しい調査票の設計を試みなければならない状況にある。これらの国のうち数カ国では、通常、調査は自計方式で行われている。センサス調査票は種々の宛先へ郵送される。したがって、センサスの目的全体を無にってしまうような調査拒否を発生させないようにすることが第一に必要である。

21. ECE地域以外の国々では、「世帯主」問題は異なった形で現れている。74ヶ国の発展途上国についての研究によると、女性の潜在的世帯主はすべての潜在的世帯主の10%～48%を占めていることが示されている。すべての国にあてはまることであるが、とりわけ発展途上国では女性が世帯主である世帯の数とその属性についての、信頼度の高い統計を得ることは重要である。何故なら、このような世帯は貧困という深刻な問題をかかえているからである。女性世帯主はしばしば寡婦、夫やパートナーと離別した人、離婚者、ある

いはシングルマザーである 4)。このように、E C E 諸国における論議が、「世帯主」概念に代わる新しい用語の選択をめぐる展開されているのに対し、発展途上国では、政府の社会福祉計画の重要な側面としての、男女別世帯主に関するもっと信頼度の高いデータを収集することに力点がおかれている。

22. 「世帯主」概念の使用が意味のある結果を導くことができるか否かを決定する場合、その国がおかれている文化的環境は非常に重要である。従って、北アフリカ諸国では、まったくの例外的状況を除いて、女性が世帯主になることは宗教的要因から禁じられている。他方、多くの西アフリカ諸国においては、母系性社会の伝統があり、女性が伝統的に重要な経済的役割を担うのは当然のこととされているから、女性を世帯主に指定することは容易である。例えば、ガーナの最近のセンサスによると、子供がいて配偶者がいない世帯主の31.9%は女性である。多くの西アジア諸国の経済構造は急速に変化しており、それによってもなつて生ずる男性の就労場所の移動によって、事実上の女性「世帯主」が農村地域で増加している。この節の内容の大部分はE C E 諸国に集中しているのであるが、しかし、「世帯主」問題は、実際に、世界の広範囲の国々で非常に重要である。

23. E C E 地域内でも、各国がこの問題に対して一様に関心を持っているわけではない。例えばスウェーデンでは、センサスやその他の調査で調査票を郵送するとき、人口登録の名前の台帳を利用しているが、男性を「世帯主」として指定することによって、調査票を主としてこの男性宛に郵送していることに批判の声が上がっている。同様にアメリカ合衆国では、世帯主問題に反対する動きが組織化された抗議となつて、センサス局からの公式回答を要求した。すなわち、

「一方ではセンサス局は『主』という用語を使用することによって、あたかも家族や世帯の中に上下関係を暗示する姿勢——これは、センサス局があきらかに存続させたくない考え方である——を継続的にとるようみえる。しかしながら、他方では、多様な統計利用者の必要と要求に応える一連のデータを作成する能力を維持することにも関与しなければならない。利用者の必要とするデータは、世帯や家族の形成に関するデータから個人の家事についての記述的データにまでおよんでいる。……」5)

24. 他のE C E 諸国では、センサスの世帯票に「世帯主」という用語を使用することに対して、強力な、表だつたあるいは政治的な反応は生じていない。イギリスは、これまで

4) M. Buvenic, N. Youssef and B. von Elem, "Women-headed households: the ignored factor in development planning".

5) Intercom (Washington, D.C., Bureau of the Census, January 1977).

この問題に対して公けの圧力が少ない国であるが、それにもかかわらずこの問題は統計部局で検討されており、「合同主」(joint-head)という概念を導入することが提案された。センサス局の覚書によると、イギリスは両性の平等に向けての支配的な社会の流れからとり残されているわけではなく、実際に、この目的を達成するために特別の法律をすでに制定している。1971年センサスおよびそれに引き続くセンサス・テストによると、増加する非家族世帯(non-family households)には世帯主と認められる人はいないこと、増加する家族世帯(family households)には夫と妻による合同主(joint head)がいることが指摘されている 6)。しかしながら、イギリスでは、世帯主がセンサス調査票に記入することを要請する法律が制定されていることもあって、状況は複雑である。

25. 以上のような様々なECE諸国間の見解の相違を考慮して、各国の専門家による非公式の会合が、ECEの主催により、1977年9月に開催され、そこで、ECE地域で行われる1980年人口住宅センサスで収集される世帯主と家族のデータについての諸提案が準備された。この会合の報告書(CES/AC.6/144)の中にまとめられた勧告案は検討され、部分的修正を経て承認された。同じ問題に関する公式会議は1977年11月ジュネーブで開催され、殆どのECE諸国およびILO, WHO, EECを含む国際諸機関の代表が出席した。

26. 会議での「世帯主」概念に対する見解は、下記のようなものであった。

「各国から提出された情報によると、多くのECE諸国では、世帯主概念がいまだに意味をもっており、その使用に対して、公然と強力に反対する動きはおこっていない。これらの国々では、1980年センサスでも引き続き世帯主概念を使用し、世帯主の属性に基づく世帯分類および集計を行うことを計画している。しかしながら、この他のECE諸国では、この概念がかつて持っていた意義は、その後の社会状況の変化によって、殆ど失われている。そして、この「主」ということばが権威主義的意味合いをもつために、その使用に反対する世論が次第に大きくなっている。これらの国々では、世帯または家族内部の続柄を決定する場合、世帯主に代わる別の概念でおきかえること、またこれまで作成されてきた世帯主の属性にもとづく世帯分類および集計を打ち切ることを考えている。」(CES/AC.6/144,パ'ラ'ラ74)

27. ECE諸国における勧告作成では世帯主概念に対する考え方が、国によってこのように異なることを認識すべきこと、また「世帯主」という用語を世帯の「照会人」(reference member)という用語におきかえるべきことで意見が一致した。したがって勧告の中

6) R.J. Beachem, "Note by the United Kingdom concerning Census Office's view on use of the term 'head of household' in the 1981 Census", August 1977.

で「世帯主」と記述している箇所を全て「照会人」に書き換えねばならない。この「照会人」をだれにするかは各国の判断にまかせるべきであると考えられた。そしてそれについていくつかの案が示唆された。それらは「(a)世帯主、(b)世帯主または、合同主(joint heads)の一人、(c)住居を所有または賃貸している人(または人たちの1人)、あるいは、住居の全部または一部がその人の名義で、所有や賃貸以外の形態で保有されているときの名義人(またはその中の人)、(d)家族関係の決定を容易にするためにえられた成人、(e)この他の分類基準に基づいてえられた人」である 7)。

28. ラテンアメリカでは、「世帯主」概念を廃止させようという動きは殆どみられない。それどころか、この概念を変えると、データの連続性を損ない、世帯員間の関係を識別することが困難になるために、変更に対する抵抗すら生じている。さらに、この地域内の諸国で、社会政策上の問題として、女性世帯主世帯に対する関心が高まっていることを反映して、「世帯主」を性別に区分して表示することが、米州統計協会(IASI)勧告の中で提案されている。

29. IASIの「世帯主」の定義は下記の通りである。

「世帯主とは1人で住んでいる人(1人世帯の場合)、または世帯員によってそのような人と認められている人(複数世帯の場合)である。後者の場合、世帯の生計に対して主たる責任を負う人を考慮にいれた定義の方が、より適切なものであろう。」8)

30. 同様にECLA統計部が作成した「ラテンアメリカにおける1970年人口センサスの経験にもとづく1980年センサスへの指針(La experiencia Latinoamericana en los censos de población de 1970 y orientaciones para los censos de 1980)」(E/CEPAL/1052)と題する研究資料では、世帯を、世帯主の支配権の及ぶ範囲という観点よりも、基本的「居住単位」として定義しなおすことが可能かという点に焦点をしばっている。この資料では「主」として、世帯の生計の維持に対して責任を負う人を選択することが可能か否かについて論議されたが、勧告までにはいたらなかった。そこでは「主」をきめる際に客観的経済的基準を用いることに関する諸問題にふれている。「居住単位」が「核家族」だけから成っているわけではないし、この単位の構成員おのおのの所得を調べることも困難であるから、上記の基準を用いることによって、誤りを生ずる危険性は大きいであろう。さ

7) Recommendation of for the 1980 Census of Population and Housing in the ECE. Region (United Nations publication, Sales No.E.78.II.E.6), para.99

8) IASI, "Report of the Sub-Committee on Demographic, Housing and Related Statistics of the Committee on Improvement of National Statistics on its third session", Washington, D.C., March 13-22, 1977.

らに、世帯で決定を下す人は必ずしも世帯の「生計維持者」とは限らないであろう。結局、「居住単位」の主は、その単位の構成員によって主と認められる人であると考えられる。

31. 前にも述べたように、多くの発展途上国、とりわけラテンアメリカでは、世帯主概念に対する関心は、女性が世帯主の世帯によって引き起こされる社会福祉問題から生じていることが多い。多くの発展途上国のさまざまな女性世帯主の中で、寡婦であることは、理論上は、最大の文化的、社会制度的支援が与えられる地位にあることを意味する。しかしながら、理想的制度と現実的動向を区別しなければならない。寡婦は、たとえ理屈の上で人々の尊敬を集めるにしても、現実には、自分自身がみじめな境遇におかれていると考えている。また一方で離婚または別居している女性を支援する体制や、社会的にうけいれる風潮が欠如していることが多いのかもしれない。このような女性は、社会的に明確な地位をあたえられていないことが多い。その結果、彼女たちは、全くの経済的必要から長時間労働に従事しなければならないことも多い。ラテンアメリカのいくつかの地域では、「同意」による婚姻関係(consensual union)が一般的である。このような女性に対する法的保護が欠如しており、また男性がこの関係は無責任に破棄することができるので、女性は困難な状況の下で家族の長としての責任を負わざるをえなくなることがしばしばある。そして、これらの女性の多くはシングルマザーでもある。

32. 人口センサスやサーベイで、女性世帯主世帯(または家族)の数やその属性に関する正確なデータを収集しなければ、これらの女性やその家族の生活状況の改善を目指す社会福祉政策や事業計画は、ひどくゆがんだものとなるだろう。しかしながら、世帯主は男性であるべきと考える文化規範が存在する国では、女性世帯主とその家族の数は相当低めにできる可能性がある。このような性的ステレオタイプは統計の調査過程の殆ど全ての段階で、データの偏りを生ずる可能性を伴っている。これらの偏りをふせぐために、調査員用の訓練計画と調査の手引き書、マニュアルとコンピューター編集の明細表、集計製表説明書、およびセンサス連絡事務要綱を再検討し、世帯主が常に男性であるというステレオタイプな考え方をなくすようにしなければならない。

33. 多数のカリブ海諸国の報告によると、この地域は西アフリカ諸国と同様に、女性世帯主の割合が相対的に高い。これらの国々では、比較的偏りのない手続きを採用している。例えばジャマイカの1970年人口センサスで用いられた調査員マニュアルでは、以下のよう述べている。「世帯主は世帯の出来事に対して主たる責任を負う男性または女性である。」さらに、このマニュアルでは、「家族については、世帯主がだれかは明白である。即ち、通常、主たる生計維持者は彼である」と述べているが、世帯主を男性代名詞で表すことによる偏りは多分さほど大きくないであろう。とりわけ社会政策的目的で女性世帯主世帯に

ついでにデータを分析する場合はそうであろう。

34. 殆どの国は、世帯主概念に代わる別の概念についての方法論的研究をこれまで殆どあるいは何もおこなっていないが、その一方で、わずか数カ国がこの問題についての体系的調査を行うことを企画した。この節の残りで、この問題についての、カナダ、アメリカ、スウェーデン統計局の作業状況について述べることにする。

35. カナダ統計庁が用意したこの問題の背景を伝える資料によると、「照会人」(reference person)の概念にとっての基本的要件は、最大多数の場合において、照会人という家族の指定 (family assignment) を容易にすることであると指摘されている。即ち、

「1971年カナダの世帯のうち約71%は他に同居人のいない1センサス家族であった。これらの世帯では、照会人としてだれがえらばれても、家族の指定に問題は生じない。世帯の18%には、センサス家族がない世帯であるから、ここでも役割指定の問題は生じない。そこで、照会人として不適当な人がえらばれることによって、役割指定に問題が生ずるのは、残りの11%、647,500世帯である。

「現在行われている家族指定の目的にとって、理想的な人は、センサス家族の中の成人である。もし、その家族が3～4世代の人々で構成されるとき、照会人は第二世帯の人にすべきである。何故なら、この場合が最も直接的な家族関係をもたらすからである」
9)。

36. いったん家族指定がおこなわれると、次に、下記のこと努力しなければならない。即ち、「(1)過去のデータ系列と範囲を、意味があるかぎり維持すること、(2)多重分類およびデータリンケージの要望を満たすこと、(3)国際的およびカナダ国内の諸調査との比較可能性を保持するかあるいは達成すること、(4)変化するライフスタイルに可能なかぎり対応できるように順応性を確保すること」10)。

37. カナダでは、センサスで得られるデータ系列は全て下記の三つの主要なカテゴリーに分類される。即ち、(a)家族、(b)民間世帯、(c)住居、である。「照会人」を導入することによって、これらセンサスデータ系列の実用性が維持され、現実の社会の状況が反映される。さらに、住宅分野の統計利用者や研究者は核家族の住宅需要とそのライフサイクルの間に、一定の関係があるために、住宅データとセンサスの家族データのリンケージを改善することに關心をもっていることを、明らかにしている。住宅および人口センサスで、

9) R.M.A. Sametz, "Household reference person in the census of Canada: some alternatives and their implications", Statistics Canada, 19 August 1977.

10) Ibid.

「照会人」を取り入れることは、この目的の助けになりうるだろう。

38. カナダでは、1981年センサスのさい照会人の定義にあたって、それに代わるいくつかの代替案も十分に検討された。それらは下記の通りである。即ち、(1) これまでどおり「主」という用語を使用する、(2) 合同照会人(joint reference persons)－「共同主」(co-head)を使用する、(3) 1の人(person 1)と呼ばれる「照会人」は「下宿人や使用人以外の世帯の成人であれば誰でもよい」、(4) (3)と同じ、ただし、両親と同居する「未婚」の成人を除く、(5) 住居の所有者または賃貸者を1の人として記入する、(6) 住居の所有者または賃貸者ととともに「照会人」を認定する。第(5)案を使用することは、人口センサスと住宅センサスの間のリンケージを提供するという利点があった。しかしながら、所有者または賃貸者は、その世帯の他の世帯員と特定の関係をなんらもたないかもしれない。その場合この人の属性を分類することは、あまり重要な意味がないであろう。

39. 様々な代案が検討された後、センサス調査票の「1の人」の定義は次のように決定された。

「・1人住まいの人、

- ・結婚してここに暮らしている夫または妻の一方、
- ・慣習法的関係にあるパートナーの一方、
- ・未婚の息子または娘と暮らす片親、
- ・上記のいずれにも該当しない場合、世帯の中の成人のひとりを選択すること」

さらに、人口センサスと住宅センサスの間に望まれる最低限のリンケージをつけるために、追加して下記の事項の記入を世帯に依頼すること、即ち「ここで暮らしている人の氏名および家賃、土地資産、電気代、税金等の支払に責任をもつ人の氏名を記入すること」。

40. アメリカ合衆国では、センサス局は、1977年オークランド・センサスプリテストを実施したとき、照会人を「その人の氏名で住居が所有されるか、あるいは賃貸されている人の1人」と決めた。この人の氏名は第1欄に記入された。所有者または賃貸者がいない世帯は、14才以上の世帯員の誰かを記入する。そして、その家の他の全ての世帯員と第1欄の人との関係が質問された。1976年カムデン・センサスプリテストとオークランド・プリテストとの手続き上の違いは、カムデンでは、回答者に対して、世帯員の1人を世帯主と指定するように依頼し、その住居で暮らす世帯員が世帯主と関係づけられたことである。

41. オークランドおよびその後引き続いて行われたプリテストからの結果に勇気づけられて、1980年アメリカ合衆国人口住宅センサスでは、この方法が採用された。テストの結果の一つとして、住居の所有者または賃貸者という指示によって第1欄に記入された人は、以前に「世帯主」と指定された人とほとんどの場合同一人物であることがわかった。この

ことは、新旧概念にもとづく属性の統計はほぼ同じ結果をもたらすであろうこと、また1980年センサスとそれ以前のセンサスの結果の連続性が一般的に維持されるであろうことを意味する。

42. スウェーデン国家統計局の覚書は、「世帯の照会人」は「住居の占有者」と定義してもさしつかえないと述べている。これは、その住居に住んでおりそれを賃貸するか、所有するか、あるいはその他の方法で占有する人を意味する。もし、2人またはそれ以上の人が「その住居の占有者」である場合、誰を「照会人」とみなすべきか、決めなければならない。そしてこの人物との世帯における関係づけがおこなわれるのである¹¹⁾。センサスの集計を行う際、以下の三つの場合を考慮しなければならないだろう、即ち(a)住居に占有者が1人しかいない、(b)住居に2人またはそれ以上の占有者がいる、(c)センサスで定義するような占有者が1人もいない。

43. スウェーデン統計局は、センサスが合意にもとづく婚姻関係(consensual unions)を反映させることに関心を示している。というのは、この種の関係はいくつかの低年齢グループではきわめてありふれたものとなっているからである。1974年の「生活状態に関する調査」では、「世帯アプローチ」が取り入れられた。即ち、標本として抽出された回答者の配偶者である「同棲者」(co-habitant)も面接された。その場合回答者との関係についての質問には、可能な回答として、7つのカテゴリーが設定された。最初のカテゴリーは配偶者または面接をうけた人と一緒に暮らし、結婚しているような状況にある(しかし正式には結婚していない)人である。スウェーデンのような社会状況のもとでは、「世帯主」という質問はあまり意味をもたない。

II 世帯および家族

44. Iで考察した「世帯主」の問題にかかわる諸要素は、考察の対象が発展途上国かあるいは先進国かによって異なってくる。これまで提案されたいくつかの主な改善案は、主として先進国との関連で論じられた。しかしながら、ある国における女性の地位の進展を測定しようという企みはいかなるものであれ、それは男性と女性の果たす役割が国によって大きく異なっていたり異なっていると考えられていることを示すデータが入手できるか

11) C. Nilsson, "Remarks for discussion of head of household and type of household" (Stockholm, National Bureau of Statistics, Population Unit, 6 September 1977).

否かによるであろう。

45. 国によって様々な文化様式がある。この結果として、女性が、特定の所得創造活動に従事している場合もあれば従事していない場合もある。例えば、女性は、彼女の家族の「ライフステージ」の状況との関連で働く決心をしなければならないのに対し、男性は、同様の状況にあっても、決心をする際に女性ほどの制約をうけない。女性の地位の進展に関する研究をしようと決心したとき、まず女性がおかれているこのような文化的環境についての理解が重要である。女性の役割のいくつか、例えば「家庭における役割」を測定することができるならば、その測定結果は、女性の平均所得が男性よりも何故低いのかというような結論を洞察することにも大いに役立つであろう。女性の地位を理解するために必要なセンサスの集計製表は、年齢や性といった伝統的な標識についてだけでなく、「ファミリーステージ」のような、派生的標識による分類も含めなければならない。このような結果表は、例えば夫とほぼ同程度の教育を受けた女性が、その家族の特定の段階で、子育てという彼女の第一義的仕事のために働かない方を選択する理由を説明するのに役立つであろう。

46. あらゆる発展段階にある国々では、家族データに対する関心が次第に高まっている。工業化、都市化の過程で、家族構成が大家族から核家族へと移行することは、社会学的研究の中心的テーマである。1977年10月、ニューデリーで開催された最近のアジア地域会議のテーマは、「国家計画における福祉の単位としての家族」であった。ラテンアメリカでは現在、研究者たちから「家族データ」についての要望がでてきている 12)。

47. アフリカ諸国では、社会経済単位としての世帯の概念は、センサス実施の際いくつかの問題を生み出した。アフリカであれアジアであれ、多くの発展途上国では、家族構造は全く複雑である。現実の社会の実態を理解するために、世帯に関するセンサスデータをいかに利用するかを適切に述べた研究は殆ど見あたらない。センサス部局が収集したデータを無視する傾向のある社会学者さえおり、彼らは人類学的傾向のマイクロ研究を基礎にしてその推論を行っている。マイクロ研究とセンサスやサーベイからのデータとをリンクさせる概念的枠組みを構築する必要は、すでに何人かの研究者によって指摘されている 13)。

48. 1977年10月17日から22日までアジスアババで開催された第10会期アフリカ統計家会

12) S. Torrado, "Algunas reflexiones sobre los censos de 1980 en la perspectiva de la investigacion sociodemografica y las politicas de poblacion en America Latina", Latin American Demographic Center (CELADE), April 1977

13) A.M. Shah, The Household Dimension of the Family in India, Orient Longmans, 1973.

議は、1970年ラウンドのセンサス期間中に直面した諸問題について討議した。そして国連の諸定義を自国の文化的状況に適合させなければならないことを提案した(E/CN.14/687)。これを実践したガーナは、以下のような定義を用いた、即ち、「世帯は1人のか、あるいは、1単位として、同じ家またはコンパウンド(compound)と一緒に住み、同じ家事を分担し、食事の提供をうける人々のグループから成る。」この国のいくつかの地域では、1人の男性とその妻が、同じ家で一緒に暮らしていないこともあるので、その場合この定義によればこれらの人達は別の世帯を構成することを意味する。センサス企画者は世帯の有意義な定義をすることによって、1人の男性とその妻をリンクする問題を認識していたのである。セネガルでは、名簿作成単位として、「居留地」(concession)が用いられた。しかし、「居留地」は複数世帯概念であるから、これを人口分析あるいはそれに関連する目的に利用するには限界がある(E/CN.14/CAS.10/15)。

49. インドの「ジョイントファミリー」(joint family)の概念は複雑であり、これについて多くの研究がなされている。1971年センサスで用いられた世帯の定義は、「緊急の仕事のために一緒に生活することができない場合を除いて、通常一緒に暮らし、共同の台所で調理された食事をとる人達のグループ」とされた。世帯には1人世帯、2人世帯、あるいは多人数世帯がある。センサス諸目的にとって、これらの各々は「世帯」とみなされる。さらに、世帯には、血縁世帯と非血縁世帯があり、後者は寄宿舎、宿泊所、居住ホテル、孤児院、救護センター、アショラム(宗教道場)などである。これらは「制度的世帯」(institutional households)と呼ばれる。

50. 「1人世帯」とは多人数世帯の世帯員と一緒に暮らすのではなく、食事や生活必需品を自分で用意する1人をいう。世帯員相互が親族関係にあるか否かを知ることが重要であるという事実にかんがみて、核世帯、拡大世帯、複合世帯などの世帯のタイプを識別することが勧告されている。

51. 米州統計協会(IASI)は、「多人数世帯」を、2人またはそれ以上の人達から成り、食事その他生活必需品を共同で準備するグループと定義している。このグループに属する人達は各々の所得をプールして共通の家計を持つ。このグループは親族だけ、あるいは非親族だけあるいはこれら両者から成る 14)。

52. 上記の定義は、「家計管理単位」としての世帯概念と基本的な点で類似している。

14) Inter-American Statistical Institute "Report of the Sub-Committee on Demographic, Housing and Related Statistics of the Committee on Improvement of National Statistics on its third session", Washington, D.C., 13-22 March 1977.

世帯の中の家族を識別することはいつでも簡単であるとはかぎらない。最近の国連人口住宅センサス勧告は、世帯の中の「家族」と「センサス家族」を区別している。この勧告で、「家族」とは、「共通の家計を有するが、必ずしも一緒に暮らしていない複数の親族」と定義されている。他方、「センサス家族」とは、「血縁、養子縁組、婚姻により、一定の程度、親族関係を有する複数の世帯員」と定義されている。センサス家族の限界を決定する際に用いられる親族関係の程度は、データの使途に依存している。したがって、世界規模での利用のための程度を定めることはできない」(E/CN.3/515 and Add.1-3)。このように、勧告では文化的諸状況が多様であることが認識されている。

53. いくつかの国および地域機関は、女性と家族の役割が現在変化していることを考慮して、いろいろな新しい概念的枠組みをともなう研究やデータの開発に着手している。それらのいくつかを以下に紹介する。

A. ノールウェー

54. ノールウェー中央統計局は、「世帯主」概念の使用を廃止する一方、家族の中に「照会人」をおくことを考えている。世帯の中に2家族以上が同居する場合、人数の多い家族を「主家族」(main family)と定義する。世帯の中の2家族の構成員が同数の場合この他の方法が提案されている。

55. 中央統計局は家族を分類するとき、「世帯主」以外の標識で分類することを検討した。家族を検討する場合の四つの方法が、統計局からの覚書で論議されている。それらは、(a)世帯または家族の「年齢」についての概念、(b)世帯または家族の教育状況、(c)世帯または家族の経済活動、(d)世帯または家族の生計の直接的源泉、である。

世帯または家族の「年齢」に関する概念

56. 家族を「若年家族」とか「高齢者家族」に分けて考えることが多い。男性と妻との平均年齢を家族の「年齢」として考えることが提案されている。また、配偶者間の年齢差を示す表を作成してはどうかという提案も検討されている。家族の中の子供の最低年齢と結婚している女性の年齢に基づく「家族段階」(family phase)によって、家族を分類することが提案されている。

世帯または家族の教育状況

57. 個人の教育水準は学校制度における就学年数にもとづいている。しかしながら家族の教育水準は、家族の中の成人の教育水準の平均と考えてもよいであろう。

世帯または家族の経済活動

58. 家族の経済活動を測定する目的は、独身者および結婚した夫婦が経済活動に従事し

ているかおよびその活動水準はどの程度かを知ることである。結婚した夫婦は、相手の活動に合わせて、自分の活動を調整することもある。世帯の経済活動の測定において必要なことは、世帯の成人全体の経済活動を考慮することであろう。

世帯または家族の家計の直接的源泉

59. 世帯は一つの経済単位を表すから、世帯の生計の源泉に関するデータを収集することは重要である。したがって世帯の全世帯員はそれぞれの産業に分類されるであろうし、また、特定の世帯で行われる仕事も家計の源泉として、様々な産業に配分できるように、家事を行う人についての規則も工夫されるであろう 15)。

B. イギリス (グレートブリテンと北アイルランド)

60. イギリスの状況を見ると、もともと家系の研究に依拠して作られた伝統的な世帯類型分類は、1人暮らしの高齢者、子供のいる家族、1人暮らしの親家族といった世帯属性にもとづく分類と較べると、現在および将来の必要にあわなくなっている。

61. イギリスの見解によると、センサスやサーベイの集計製表で用いられる二種類の世帯構成分類に非常にはっきりした事例がある。即ち、

(a)一つは、世帯員の人数とその年齢という二つの標識による人口学的分類にもとづくものである。この分類は世帯の100%集計から得られ、小地域レベルについても入手できる。

(b)「世帯主との関係」の詳細なコーディングにもとづく家族基準の分類の集計は費用がかさみ、時間もかかる。この分類は世帯の10%抽出集計に用いられており、広域地域レベルに適用されている。

62. 1971年イギリスセンサスに用いられた分類はセンサスに関する国連勧告のものと類似している。しかしながらイギリスの家族分類では扶養する子供を把握することができず、その分類で把握できるのは、年齢を問わず、「未婚」で一人あるいは複数の親と同居する子供であった。国連が勧告した分類では、既婚夫婦家族と、配偶者と死別または離別した1人親家族を区別することができなかった。

63. 1981年イギリスセンサスの世帯分類では、若年扶養児童と厳密な家系にもとづく「子供」とを区別することが基本的に重要であると考えられた。1971年分類の欠陥は、家族を「ライフサイクル段階」によって分類するには不適当な分類だったことである。例えば、

15) Alternatives to the "Head of Household". Concept for Characterizing a Household (Oslo, Central Bureau of Statistics, Population Census Division, 6 September 1977).

ある分類は、ある世帯のタイプを「子供のいる1人親」に区分したが、さらに幼い子供だけがいる世帯――1人親が未婚、別居、または離別した場合、社会的援助を必要とする典型的事例である――と1人親がさほど援助を必要としないか、他の社会的援助を必要としていて、かつ結婚して経済的に独立した子供と暮らしている世帯、とを区別しなかった。したがってこの分類は政府の社会政策の立案および執行にほとんど役立たなかった 16)。

64. 1981年イギリス主要一般分析用世帯分類案が、1971年分類の52カテゴリーと異なる点は、以下の三点である。即ち、(a) 2家族以上から成る世帯の分析を含まない、(b) 非家族世帯における世帯員の続柄の分析あるいは1家族世帯における「他」の人の分析を含まない、(c) 「子供」類型分類を含む。

65. 標準世帯タイプ分類は下記の三つの標識を組み合わせたものである。即ち、

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (a) <u>家族の数</u> | (i) 世帯に家族がない |
| | (ii) 世帯に1家族 |
| | (iii) 世帯に2家族以上 |
| (b) <u>家族のタイプ</u> | (i) 夫婦のみ |
| (1家族世帯のみ) | (ii) 夫婦と子供 |
| | (iii) 1人親と子供 |
| (c) <u>子供のタイプ</u> | (i) 「若年」(全員が扶養すべき子供) |
| (子供のいる1家族世帯のみ) | (ii) 「成長期」(少なくとも扶養すべき子供1人と独立した子供1人) |
| | (iii) 「成人」(子供全員が独立) |

66. 1981年イギリス分類の基準を検討した際、「子供の数」についても真剣に討議されたが、それは第一義的な重要性をもつものではないという結論におちついた。さらに、「家族のタイプ」の区分について、子供のいない場合と、子供がいる場合が区別された。「扶養すべき」子供の定義は、通常下記の区分のいずれかである。即ち、「家族内の学齢期およびそれ以下の子供」(イギリスでは16才未満)あるいは「家族内の学齢期または全日制の教育を受けている16-19才の子供」。

16) Classifications concerning the composition of Household Proposals for the 1981 Census in the United Kingdom (London, Office of Population Censuses and Surveys, August 1977).

67. イギリス分類案は11のカテゴリーから成り、1971年センサスの結果をこれにもとづいて表示すると下記ようになる。

<u>家族構成</u>	<u>世帯の割合（%：1971センサス）</u>
<u>家族なし</u>	
(1) 1人	
年金年齢以上	12.0
年金年齢未満	6.0
(2) 2人以上	4.0
<u>1家族</u>	
(1) 夫婦のみ	27.0
(2) 夫婦と子供	
若年の子供	28.0
成長期の子供	6.0
成人の子供	9.0
(3) 1人親と子供	
若年の子供	1.4
成長期の子供	1.4
成人の子供	3.8
<u>2家族以上</u>	<u>1.4</u>
	合計 100.0

68. イギリスの文書は、「1人親」が男女別に把握されるか否かについて何も述べていない。性別区分はかなりの社会的重要性をもつものであり、たぶん「1人親」のなかには女性の方が多く含まれているであろう。

C. ユーゴスラヴィア

69. ユーゴスラヴィアでは、世帯の「家庭管理」的定義が用いられている¹⁷⁾。家族は「結婚した夫婦、または親（1人または2人）と子供」から成る。世帯の中から「世帯を紹介するとみなされる」人がえらばれ、この世帯員の氏名が世帯票に記入される。世帯中の家族数は、調査段階で直接質問されることはないが、世帯員と上記の世帯紹介人との関係についての質問の回答を集計する段階で明かになる。集計段階で家族は下記の四つのグループに分類される。即ち、(a)夫婦のみ、(b)夫婦と子供、(c)母と子、(d)父と子、で

17) Population and Housing Census, 1971 (Belgrade, Federal Statistical Institute, 1974).

ある。これらの家族について、再生産、経済状況、教育などに関する集計が行われ、世帯分類別結果表が作成されている。

D. カナダ

70. カナダ統計庁はしばらくの間、家族調査と住宅調査の母集団の間のリンケージに関する研究を行っていた¹⁸⁾。1971年に、統計利用者が詳細な集計を指定できる、利用しやすいデータベースを導入したことによって、センサス家族と住居の属性をリンクした多くの統計表を作成することが可能になった。政策立案者は住宅問題の理解をいっそう深めるために、このような統計表に関心をよせている。

71. すでに述べたⅠの「世帯主」概念の論議で、カナダは1981年センサスで、世帯員を「No. 1の人」「No. 2の人」などにリストして、家族関係のデータを得るだけではなく、さらに、住居の営繕に責任を持つ人または複数の人を識別しようとしたことが指摘されている。この項目を追加することは、データの編成段階で、家族指定を容易にするばかりでなく、住宅センサスデータを即座にリンクできるようにするためである。これにより家族は「住宅営繕家族」即ち家の手入れをする人がいる家族と、「住宅非営繕家族」に区分することができる。家族と、その家族が住む住宅のタイプには明らかに一定の結びつきがあるのであるから、住宅の標識を用いたクロス集計は一層有意義なものとなるだろう。

E. ラテンアメリカ

72. ラテンアメリカ地域諸国が1970年代に実施した人口センサスの製表をさっと検討してみると、調査されるべき概念として家族概念を検討した国はわずかに過ぎないことがわかる。センサスで家族データを収集している国々で一般に行われていることは、世帯と住居単位のデータを、その住居に住む家族の属性によるタイプ別に多重分類することである。しかしながら、この地域で、政策立案者、とりわけ女性の役割と地位および開発への参加に関連する問題を扱う政策立案者にとって、家族構造に関するセンサス情報は、絶対不可欠なものである。

73. 家族に関するセンサスデータが必要であるにもかかわらず、それらが欠如している原因は、家族の中の様々な人と世帯主等との関係にかかわる問題を解決することが容易で

18) G.E. Priest, Improving the Linkage between the Family and Housing Universes in the Canadian Census (Statistics Canada, Housing and Families group, August 1977).

ないためである。ラテンアメリカ諸国のセンサスで、世帯の識別とその定義に関連する諸問題は、ECLAによって作成された「ラテンアメリカにおける1970年人口センサスの経験にもとづく1980年センサスへの指針」(E/CEPAL/1052)と題する研究の中で詳細に論じられている。この中で、1980年ラウンドに実施されるセンサスでは、「消費単位」としての世帯よりも、「住居単位」としての世帯概念の方が望ましいと勧告している。

74. このECLAの研究は国連およびIASIと同じ核家族の定義を提案しているが、ラテンアメリカの状況からみて、この定義を拡大した方が好都合であろうと述べている。国連センサス勧告は、「家族の中核をなすものは、次に述べる一つまたはそれ以上のタイプである（いずれのタイプも同一の世帯で暮らす人から構成されるべきである）。即ち、(a)子無しの夫婦、(b)夫婦と1人以上の未婚の子供、(c)父と1人以上の未婚の子供、(d)母と1人以上の未婚の子供」と明記している(E/CN.3/515/Add.2,パラグラフ 80)。ECLAが今後の研究課題として提案した拡大点は、国連の定義にある未婚の子供という基準にかえて「現在結婚していない」子供（未婚の子供と配偶者と離別、別居、死別した子供）という概念の利用可能性を含めてはどうかというものである。

III 経済活動

75. 人口の経済活動に関する信頼できるデータは、適正に立案された開発政策や綱領の重要な側面である。この目的のため、これらのデータは、経済の「フォーマル」と「インフォーマル」の両部門における男性および女性の活動を把握するものでなければならない。この種の信頼度の高い包括的なデータは、女性の開発への参加と両性間の平等の促進に関連する諸計画を開発し監視する上でも必要不可欠である。

76. 経済活動とそれに関連する問題についての信頼できる統計データを、人口センサスやサーベイで収集することは、決して簡単な仕事ではない。しかしながら、経済活動測定の全般的問題を扱うことは、この報告書の範囲をこえている。ここでは、女性に関する改善されたデータの提供に特に関わる問題に限定して扱うことにする。この節は女性の経済活動に焦点をしばっているにもかかわらず、以下のことを思い起こさなければならない。それは、(a)女性の経済活動の測定を改善することは、人口全体についてのデータ改善に直接役立つ、(b)女性と同様に男性についての信頼できるデータは、女性の地位の改善を推進する政府その他諸機関にとって必要であろう、ということである。

77. 多くの発展途上国では、女性の経済活動および関連諸活動は主としてインフォーマル・セクターで行われている。この部門に参入する労働力および経済活動を測定する通常

の方法は、大多数の実査上の問題に直面している。さらに、性的ステレオタイプによって、ほぼ全ての女性のデータ収集と処理の段階で、女性の労働力は実際の活動がどのようなものであっても「非労働力」という決まりきった記録になることがある。その結果、多くの発展途上国では、入手したデータは、女性の経済活動のかなりの部分を反映しないままになっているかもしれない。

78. このようにデータベースの不十分なことが、政策におよぼす影響を、一つ例をあげて説明しよう。多くの発展途上国では、近代化や大規模工業化にともなって、女性が伝統的作業形態から追放されることが、次第に大きな社会的関心事となっている。この追放が、大規模に進むまで、当該女性とその家族の大きな困窮や損害という結果は、官庁統計制度では把握されないでいる。例えばあるアジアの国で、ナイロン網を造るたった1つの工場の設立が、家で漁網を造る1万人の女性から仕事を奪う恐れをもたらしたことがある。ラテンアメリカの農業部門でも、多国籍企業が酪農場を導入することによって、女性労働者の仕事を奪っている¹⁹⁾。このような近代化計画は、しばしば政府の強力な支持を得ている。このような「改善事業」は理論的には雇用機会の創造を意図しているのであるが、実際には、女性の働きによる収入で貧困線すれすれの生活をやっと維持する家族の生活苦をさらに増大させており、そのことを政策担当者は、データベースが不十分なために、理解することができないのである。この社会的現実を背景にして、また、工業化によって得る利益のみならず、意図せざるマイナスの側面をも評価する必要があることを念頭において、女性の経済活動をもっと真実を反映するように測定しなければならない。

79. 測定の問題は先進国にも存在する。例えば、失業者数は過小に測定されているのかもしれない。なぜなら、「求職中」と申告したかもしれない女性が、実際には「主婦」と申告した方が社会的に都合がよいと考えるからである。さらに、男性と女性には、ライフステージの責任に本来的な相違があることを考慮すると――育児の負担の大半は女性にかかっている――、あるいは、産業界が保育所などが必要となっている現実に適切に対処していないことを考えるならば、多くの女性がフルタイムで働くことに関心を持たないのは、何ら驚くべきことではない。この理由から、「パートタイム就業に関連する失業」の特別な測定方法の開発を考えることが必要である。さらに、パートタイム就業のデータは、特に性的ステレオタイプの影響を受けやすい。このようなパートタイム就業者はフル

19) C.D. Deere, The Agricultural Division of Labour by Sex: Myths, Facts and Contradictions in the Northern Peruvian Sierra (Amherst, University of Massachusetts, Economics Department).

タイム就業者よりも、調査員が訪問する日中に、家にいることが多いように思われる。この点で、調査員は、うるさい子供の世話をしている女性を見て、彼女は労働力人口に該当しないと誤って思いこみ、労働力に関する一定の質問をしないことが、男性が似たような状態で家にいるときよりも多いように思われる。

80. 労働統計に関する国際的勧告は、一般に性的ステレオタイプの影響を受けていないにもかかわらず 20)、様々な国々がその勧告にしたがって調査を実施する段階で、性的偏りが生じ、データに影響を与えている。いくつかの偏りの発生源については、すでに簡単に述べた通りである。偏りの基礎にある概念上の問題は、人々が二種類の異なった活動を行っているという事実から生じている。一つは家庭管理活動であり、もう一つは経済的に生産的な性格の活動である。さらに多くの発展途上国の女性の場合には後者の一連の活動は通常「無給」である。この問題に関する国連勧告はきわめて明確であり、それは、人口を活動状態によって分類するとき、非経済活動よりも経済活動に参加している方を常に優先すると規定している。しかしながら、多くの国で作用する性的ステレオタイプによって、家庭管理と経済活動の両方に従事する女性は、とくに女性が主要な活動は「家事」であると考えている場合には、労働力の範囲外に分類される傾向がある。

81. 概念上のより一層むつかしい問題は、家庭管理を非経済活動とする考え方が疑問視されていることである。目下この問題についての研究が行われているが、この問題の大きさからして、この報告書の範囲をこえている 21)。しかしながら、この問題に関連して以下の三点に留意しなければならない。第一に、家庭管理活動を経済的に評価しようという分析的研究は、一国の国民経済計算体系を徹底的に見直さなくても可能である。第二に、一国の基本的な国民経済計算体系の修正は、とりわけその修正が広範囲に及ぶときは、提案されている変更点が、様々な政策立案のためのデータの有用性を損なわないことを長期的研究やテストで確認する必要がある。第三に、家庭管理活動を経済的に評価する研究では、女性のみでなく男性のこの領域での非生産活動を考慮する必要がある。

82. この節の残りは、「方法論上の諸問題」として、女性の経済活動および関連する諸活動に関する信頼性の高いデータを収集する上でのいくつかの障害について述べ、次に通

20) International Labour Office, International Recommendations on Labour Statistics, Geneva, 1976.

21) The Feasibility of Welfare-Oriented Measures to Supplement the National Accounts and Balances: a Technical Report (United Nations publication, Sales No.E.77.XVII.12), and "Future directions for work on the System of National Accounts (SNA)" (E/CN.3/541)を参照。

常のセンサスやサーベイを補足する時間利用調査(time-use survey)を簡単に検討する。

A. 方法論上の諸問題

83. 労働力に関するセンサスデータについての、いくつかの問題点は、すでにDurand氏によって研究されている(22)。女性就業者についての報告にみられる二つのタイプ(農業就業者および無給家族従業者の報告)について彼が行った分析結果のいくつかは、次の通りである。

84. 都市のインフォーマルセクターと田舎の非農業インフォーマルセクターで働く女性就業者を過小評価することは、特定しては扱われていない。都市のインフォーマルセクターでは、就業者、特に女性就業者のための安定した住宅と雇用が不足しているため、問題が生じている。田舎の、女性の非農業経済活動は非常に重要である。何故ならこの活動は、文化的な理由により、「家事」とみなされ、そのように回答されるからである。

85. Durand氏は、女性の農業就業者を少なめに報告することは、「北アメリカ諸国」、「ラテンアメリカ諸国」、「北西ヨーロッパ諸国」といった世界各地で行われていることを示している。しかしながら、「女性の農業就業者数の誤差や偏りが最も影響するのは、もちろん、農業労働力人口が全労働力の中で大多数を占めている低開発国である」ことに、彼は注目している。同じように、ラテンアメリカ諸国で農業に従事する女性就業者数のセンサスデータをみると、女性が男性にくらべてとるに足りない数であることを一様に示している。

86. ペルーでは、1940年に女性は経済活動人口の19%を占めていたが、1972年にその割合はわずかに9.6%となった。女性が実際に過ごした時間を計算した結果、ペルーでは、農業世帯の農業労働に86%が参加しているのに対し、調査票を用いた調査によると、その比率はわずかに38%に過ぎなかったことを、Deere氏は示している。農業サイクルを通じて女性が実際に農業労働に従事した日数でみると、農業労働日数全体の中で大きな部分—約21.4%を占めていることがわかる(23)。

87. 無給家族従業者を少なめに報告することについて、Durand氏の述べるところによると、農家の畑や家族が経営する企業で、無給で仕事を手伝っているのは、とりわけ女性で

22) John D. Durand, The Labour Force in Economic Development: A Comparison of International Census Data (1946-1966), (Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1975).

23) Deere, op. cit.

ある。多くの国のセンサスで、これら女性の労働力への参加の把握もれば、かなりの程度あるが、他方、十分に把握されている国もある。センサスの結果表に示されている女性の無給家族従業者数は10才以上の女性人口の1%に満たない国から50%以上に達する国まで様々である 24)。

88. 一国の経済の中で家族企業が果たす役割および男性および女性の家族のメンバーが、その企業活動に参加する習慣は、国によってかなり異なっているので、無給家族従業者の占める割合がどこの国でも同じであるとは考えられない。しかし、センサス統計によって示されるこのような差は、かなりの程度、定義や調査の仕方が非現実的であったり、制度や異なる文化の価値観に根ざす回答の偏りという人為的なものによっている 24)。

89. Boserup氏は、生計維持労働者の調査に関連する性的ステレオタイプの影響を次のように指摘している。

「現在の通常のやり方は、全ての生計維持労働者を一国の労働力に含めることである。その結果、全ての発展途上国では事実上、最も活動的な年齢層の95%、時には99%の男性が労働力に属することになる。この方式によると、最も開発の遅れている国で男性の活動率が最大となり、経済が発展するにつれて、この率が低下することを意味している。何故なら、教育を受けている学齢人口の割合が増加するであろうし、また、高齢層において、年金や子供からの仕送りで暮らすことができる割合が増大するようになるからである。しかし、もし全ての国が男性の生計維持者を労働力人口に含めるならば、何故、多くの国が、女性に対しては、男性とは異なる方法をとって、その結果労働力に占める女性の割合と、経済発展にともなうその割合の変化を歪曲するのだろうか 25) ?

90. 国際的に勧告された概念を実際に用いたり、定義を変更したりする際に生ずる諸問題は、国際比較を困難にし、時には無意味にする。Boserup氏はDurand氏と同様に女性についての二つの異なる統計的手法が、発展途上国の別々のグループによって利用されていることに注目して、次のように述べている。

「農夫の全ての妻または殆どすべての妻を農業労働力人口に計上する国がある。例えばトルコやタイは、農業労働力の約半分は女性であると報告した。この他の発展途上国は農夫の妻を全て主婦として計上する。このグループには、殆ど全ての北アフリカおよびラテンアメリカ諸国が含まれる。そこでは、労働力に占める女性は、わずかに数パーセ

24) Durand, op. cit.

25) E. Boserup, Women's role in Economic Development (London, George Allen and Unwin, 1970).

ントに過ぎず、たぶん農業労働によって、独立して収入を得ている女性であろう。第一の方式を導入すれば、女性の活動率は、都市化の過程で低下するであろうが、第二の方式を採用すれば、その率は増加するであろう。」26)

91. センサスでは、労働力状況について調査対象期間一週間にしているが、これに伴う問題は、農業労働者の就業が季節的であることと関連して、広く認識されている。女性は家庭管理とその他の活動を行っているため、国によって、女性による農業労働は、男性よりも断続的に行われる。したがって1週間という調査期間は特に女性にとってマイナスの要因となる。すでに述べたECLAの研究は(73および74パラグラフ参照)、この問題を全農業就業者との関連で論じており、調査期間を延長することについて研究を行うべきであることを示唆している。不安定な職業についたり、家族企業で働く女性の比率が高い都市部でもこのような期間の延長は望ましいことであろう。国連のセンサス勧告は、1週間という基準に加えて、調査期間を延長する必要を論じており、各国がそれぞれの地域にふさわしい地域勧告を検討すべきことを提案している。

92. 女性が自分の仕事をどう認識しているかということからも、重大な誤差が生ずる。女性は自分自身を母であり妻であると認識する。ガーナが1960年センサスの後で行った事後調査の結果によると、センサスで「家庭管理者」と調査報告された女性の45%が、事後調査では「雇用者」と回答した(27)。この差は、事後調査が農繁期に実施され、センサスが農閑期に実施されたことによるものであろう。もしこれ以外に理由がないなら、この結果は、女性の経済活動が明らかに季節的に変動することを物語っている。

93. ガーナの1970年人口センサスでは、センサス調査員が「家庭管理者」と分類するであろう人(主として主婦)の経済活動を調査し、また、「無給家族従業者」と分類するであろう人の有給の仕事を調査するという、特別の企画をとり入れた。1970年センサスの調査員マニュアルによると、「家庭管理者」は、「専ら家事に従事し、かつ無給である男女のいずれか」と定義されている。マニュアルは続けて次のように述べる。

「もし、その人がセンサスに先立つ4週間の間に、1日だけフルタイムで就労したとき、または、毎日数時間定期的に就労するとき、または他のなんらかの事業に従事する(例えば農場や、ピヤホールで働く)とき、または有給のパートタイムの仕事をしたと

26) Ibid.

27) J.G.C. Blacker, "A critique of the International definitions of economic activity and employment status and their applicability in population censuses in Africa and the Middle East". Population Bulletin of the United Nations Commission for Western Asia, No.14, June 1977, pp.47-54.

き（例えばタイプとか洋裁）、または家族農場、家族経営の事業で7日以上無給で働くとき、その人は家庭管理者ではなくて、就業人口に分類すべきである。」

さらに、「就業者」の論議に関連して、マニュアルは次のように述べている。

「家族の一員が経営する事業所または農場で、7日以上働いた10才以上の全ての人。これは無給家族従業者のカテゴリーであるが、この中に下記の人を含めること。

「(i) 調査期間中、夫の店、農場またはその他の企業で働いた妻。もし、これらの妻が有給の場合は、無給家族従業者や家庭管理者に分類すべきではない。……」28)

94. 経済活動に関する男女別データは、通常、全国レベルで表示されている。一国が、文化的、社会的諸制度に関しては、非常に異なる地域から成っていることがしばしばあるから、地方レベルの労働力問題を研究するために、もっと努力すべきである。例えば1971年のユーゴスラヴィアにおける10才以上人口に占める女性活動率は、スロヴェニア共和国では43.2%、コソボ自治州では12.0%である。全国レベルでの36.9%は、女性の経済活動参加率の、この国に存在する地域差を隠蔽している。男性の活動率—最低62.1%から最高73%まで—には、このような大きな地域差はない 29)。特定の国の開発の遅れた地域で女性は様々な問題に直面しており、それらの問題を解決するための政策を立案する人のために、地域レベルの統計表を用意すべきである。

95. 最後に、経済活動に関するデータは、該当者から直接情報を収集するのではなく、代理人（例えば世帯主、調査員が訪問したとき家にいた成人）を通して得た情報によって作成される場合がある。この時、代理人を通じて得ることによって、特にこのデータに誤差が生じることになりがちである。男性が経済活動に従事し、女性は従事しないという世の中に広く流布しているステレオタイプと結びついた、複雑な、技術的および後方支援業務上(logistical)の理由により、多くの国では、この要因は男性よりも女性のデータについて、不利な影響を与えているようである。しかし、そうではない国もある。

96. 統計データに与える性的偏りやその性差別的影響を推定するとともに、その全体的影響を減少させるための手段として、下記のことが考えられる、(a) センサスおよびサーベイの調査員として男女同数を雇用すること、(b) 自計方式(self-enumeration procedures) が実際に役立つ場合には、それを利用すること、(c) 調査対象である本人の代理人を面接す

28) Republic of Ghana, Enumerator's Manual, 1970 Population Census (Accra, Census Office, December 1969).

29) Federal Statistical Institute, Population: Economic Characteristics (Total and Active Population, Results for Republics and Provinces), Population and Housing Census, 1971. Belgrade, 1974.

ることによって調査漏れが生ずる恐れのある経済活動の形態について、そのもれた部分を把握するための質問事項やチェック事項を調査票に追加すること、(d)自己申告と代理人面接について、別々に、性別集計を時々実施すること、(e)時々、雇用形態についての詳細な標本調査を行うこと、その際代理人の面接を認めないこと。この種の詳細な調査は極端に費用がかさむので、殆どの国は、この種の調査を定期的には実施することができない。しかしながら、この調査によって、調査事項が簡単で代理回答を認める調査で生ずる偏りを、いくらか説明することができる。もちろん各国は、データの必要性和調査現場での問題に照らして、上記の手段が自国にとって適切か否かを検討しなければならない。また、望ましい統計的実践にそって、提案されている、実地でのあらたな手続き、質問事項、および調査を実際に全面的に導入するまえに、試験的に実施し、検討してみることが必要であろう。

B. 時間利用調査

97. 先にパラグラフ83-96で論じたように、人々の経済的屬性に関するデータを収集するためには、伝統的な一連の概念や調査事項が用いられているが、これとむすびついた多くの方法論的問題は、女性についてのデータに不利な影響を与える。伝統的諸概念がいかにうまく機能しつつあるかを評価し、あらたに提案されている諸概念を検討し、男性と女性について活動形態別に経済活動を包括的に推定するために、先進国および発展途上国の双方で利用されている一つの方法は、時間利用調査である。

98. 多くの発展途上国で、あらゆるタイプの活動に時間をどのように配分しているかについての情報の収集は、大いに有益であることを認識する研究者が増えている。詳細な時間利用調査は、何が経済活動で、何が経済活動ではないかについて、きわめて弾力的に対応している。既婚女性が「経済活動人口」と記録されることを抑制する文化的規範が存在する社会で、実際の活動についての、より真実に近い推計値を得るために、このような方法は有効である。例えばイスラム諸国で、伝統的な労働力調査をしてみると、男性の回答者は、彼の妻は「家事」をしていると回答するであろうが、時間利用調査のような詳細な調査をしてみると、一般に経済活動と定義されている労働に、女性が家で一日に何時間も従事していることが明らかになる。すでに述べたDeere氏の研究は、女性の農業労働について、時間利用調査による方法が有効であることを示している³⁰⁾。(伝統的なセンサスやサーベイでは、家庭での活動を農作業と誤って分類することもあるため、時間利用調査に

30) Deere, op. cit.

よる経済活動人口の推計値が、伝統的調査方法によるものよりも小さい場合もある。) 時間利用調査は、特にパートタイム労働の把握に対して有効であり、女性の雇用はしばしばパートタイム労働からなっているから、時間利用調査は、しばしば伝統的調査よりも適切な女性の雇用データを提供するであろう 31)。

99. 時間利用調査は先進諸国で一時期実施されたことがあった。「市場経済諸国で、何年もさかのぼって一般的時間利用統計を使ってなされた一連の研究は、世帯における女性の役割に焦点をあてたものであった。……中央計画経済諸国でも1920年代に時間利用研究に関する研究がなされている。これは社会の全分野における労働利用効率を改善するために必要な統計を国家計画担当者に提供することをとくに意図したものであった。」(E/CN.3/519,ハ^ララ75)

100. 時間利用調査が社会政策および計画の立案に適切であることを示す一例をあげよう。1971-1972年に、ノルウェーで時間利用調査が実施された 32)。この調査の主な目的は、同国における時間利用の広範なデータを得ることであった。全国はオスロを除いて86の標本地域に分割され、次に第二段抽出標本として、オスロおよびオスロ以外の地域に住む15~74才の人がランダムに抽出された。その数は5215人であった。これらの人々に対して、時間記入票に記入する特定の調査日が割り当てられた。その期間は1971年9月から1972年8月31日までであった。回答者は、それぞれの時間間隔の中で、最も重要な活動を回答者自身の言葉で記入することと、また最も長時間にわたって行った活動を記録することが依頼された。1日は、真夜中から午前6時までは30分と1時間の間隔、それ以外について15分間隔に区分された。

101. このノルウェー調査であきらかになったことは、以下のとおりである。雇用者のうち、男性は平均して1日に女性よりも2時間以上長く、所得生産活動、通勤などに費やしている(男性6.5時間、女性4.5時間)。他方女性雇用者は家事労働および家族の世話に男性よりも2時間以上長く従事している(男性2時間、女性4.3時間)。仕事と家事の双方に費やす時間は男性雇用労働者8.5時間に対し、女性雇用者 8.8時間である。この他の活動に費やされる時間は、雇用されている男性、女性ともほぼ同じである。かくして、女性雇用者は依然として、家事労働および家族の世話にかなりの時間を費やしており、所得生

31) G.M. Standing, "Concepts of labour force participation and under utilization", working paper No.40 (World Employment Programme Reserch Working Papers), (Geneva, International Labour Organization, July 1976).

32) The Time Budget Survey, 1971-1972, vol.I, Oslo, Central Bureau of Statistics.

産活動および関連活動に費やされる時間の男女間の決定的な差をうみだしているのは、家事労働および家族の世話をする労働である。1959年ソ連が都市の女性について行った時間利用調査でも同様の結果が見られる 33)。

102. ノルウェーの調査はまた、女性非雇用者は1日平均6.6時間家事労働と家族の世話に従事しているのに対し、男性非雇用者は2.6時間しか当てていないことをしめしている。つまりこれらの男性は、女性より相当多くの時間を「所得生産活動」、「余暇」、「教育」に関連する活動にあてている。児童保育センターは、女性が所得生産活動に従事できるように家事から「解放」するための一つの手段となるだろう。他方、母親の家事労働は国家がこのようなセンターを設立する必要を減少させるものと認識されることになるだろう。主として家庭管理者である女性に対して、年金を含む家族手当を支給することを考えてもよいだろう。いずれにせよ、時間利用統計を利用できるようになれば、女性の地位と役割に関する様々な政策や計画にとって重要な影響をおよぼすことになりうる。

103. 時間利用調査の欠点は、まずこの調査が、時間的に複雑な標本抽出を必要とし（もし標本が全国から抽出されるなら、場所的にも複雑な標本抽出を必要とする）、高度な訓練を受けた調査員を必要とし、さらに、符号づけ、集計がむづかしいことである。その結果、調査の実施には相対的に多くの費用と時間を必要とする。しかしながら、この調査によって与えられる洞察は、センサスや質問票を用いるサーベイによって得られる情報を補充することが可能であろう。時間利用統計の開発についての報告で注目していたように、「<時間利用調査から得られた>データは、家庭の内外で女性が参加するあらゆる生産活動の時間的大きさについての比較的詳細でまれにしか入手できない情報の源泉となっている。これらのデータは特に以下に述べられる理由によって有益である。それは、(a)労働力や産出物についての伝統的概念では通常把握できない世帯の活動をとらえていること、(b)時間は基本的な測定単位であり、経済活動への参加、非参加といった伝統的概念よりも概念的にあつかいやすく、かなりの程度まで細かく分類できること、(c)伝統的労働統計、例えば職人的労働や農業労働の統計よりも、世帯における（伝統的な意味での）生産的活動についての信頼性の高い測定値を提供することである。

104. 他方、国連アジア太平洋女性開発センターによって召集された、アジア太平洋地域における女性の基本的ニーズに関する専門家会議が1977年12月にテヘランで開催された。そこでは、時間配分研究に対して否定的な見解が示された。「女性の決定的ニーズの確認」

33) Towards a System of Social and Demographic Statistics, (United Nations publication, Sales No.E.74.XVII.8).

と名づけられたその会合は、西側の資金によって行われている女性に関する研究の大半が、時間配分研究に集中していると述べ、これらの研究が西側の学界で容認されているとはいえ、国家の計画立案者にとって殆ど利するところのない研究結果を生み出していると述べている。

105. 多くの発展途上国の研究が国外から提供される研究資金によって影響を受けたことがあるのは事実であるが、女性に関するデータを収集するために、この特殊な手法を使うことを、資金提供機関によって強制されていると考えるのは根拠がないように思われる。発展途上国の女性の経済活動およびそれに関連する全ての活動を、通常のサーベイやセンサスの方法で測定することは容易なことではない。さらに、国連統計委員会に提出したこの問題についての報告書の中で指摘されているように、中央計画経済体制をとる多くの国の統計部局はすでに時間利用調査を実施している(E/CN.3/519,パ'ラ'グラフ75)。したがって、女性の役割と地位および開発への参加を評価するに当たって必要なデータベースを得るための適切な手法として、この調査を実施することが望ましいように思われる。例えば、「水汲み」やその他の伝統的雑事を含む女性の仕事を網羅した時間利用研究の結果を利用できるなら、これらのデータは国の政策担当者が農村開発計画をたてる時、女性による時間の代替的でより生産的な利用方法を考えるうえでおおいに役立つであろう。

IV その他の諸問題

106. この節で扱うのは、女性の役割と地位を検討するために必要なデータの入手可能性と有用性を改善することにかかわる、これまでに取り上げた問題以外の諸問題である。これらの問題点の大半は、発展途上国にとってとくに関係のあるものであるが、しかし「職員配置形態」の問題(バラグラフ124-139参照)は明らかに全ての国にとっての関心事であるべきであろう。

107. 何故、発展途上国の問題を多く扱う必要があるのかというと、これらの国々では、統計制度がまだ十分には発達していないため、性的偏りに関連する諸問題が、先進国よりも広範囲の統計に影響をおよぼすためである。殆どの先進国では基本的社会経済的計画に必要なデータの大半を提供する統計制度が確立しているのに対し、発展途上国の統計制度が直面する諸問題は、しばしばもっと基本的かつ広範囲にわたっている。これらの国々の統計機関には、しばしば基本的な、専門的、行政的職員さえも不足している。財政が逼迫しているため、輸送その他の後方支援業務は、望ましい状態からほど遠い。例えば技術水準についてみると、地図製作に投入される労働力の質は低く、データ処理装置は旧式であ

る。このような状況を背景にして、これら発展途上国は、女性に関するよりよいデータの収集という要請にこたえるために、取り組むべき仕事の優先度を決定していかなければならない。大半の発展途上国では、センサスや全国規模のサーベイがデータの主要な源泉であり、人口動態登録のような行政資料データは欠除していることが多く、たとえあったとしてもせいぜい一部分を把握しているにすぎない。

A. 人口総数および年齢別人口

108. 基本人口データはいろいろな種類の誤差を含んでおり、その多くは性別に表示されていない。しかしながら、性的偏りは、このようなデータにも存在するのであり、ここではそれらの問題のいくつかを検討する。

109. いくつかの南アジア諸国では、通常性比（女性100に対する男性の比率）は高い値を示している。1974年のバングラディッシュセンサスでは性比は108であった。アフガンの人口サーベイ（1971-73）は性比を116と推計した。このように高い比率をどうして示すのかは多くの国において不明であるが、おそらく女性人口の過小把握あるいは女性の高死亡率のためであろう。事実、1974年のバングラディッシュのデータは、ある年齢の女性人口、つまり結婚適齢期の女性を過小に把握している（34）。アフガンのデータから、男性よりも女性の乳児死亡率が高いことがわかる。インドの性比は着実に増加傾向にある。この傾向を女性の過小把握だけから説明するのは不十分なことが研究によって示されるであろう。事実、インドの女性の健康水準の改善が男性ほど進んでいないという研究者もいる（35）。これらの国々は例外であろう。E S C A P諸国の中の数カ国は、戦後、死亡率、特に女性の死亡率が急速に低下している。その結果これらの国々の性比は変化しつつあり、それはまた、将来における女性の社会的、政治的、経済的地位とも密接な関係をもつことにもなる。アフリカについての研究によると、報告されている性比は、現実の男女人口の均衡を必ずしも表してはいない（36）。

110. Whippleの指数は、年齢の1の位の数が「0」および「5」に偏ることを検討する

34) A.K.M. Rabbani, S.D'Souza and S. Rahman, "1974 Census estimates of fertility levels in Bangladesh", unpublished paper presented at Cox's Bazar Seminar, Bangladesh, December 1976.

35) M.K. Jain, "Growing imbalance in the sex composition of India", Demography India, vol.4, No.2, December 1975, pp.305-315.

36) W. Brass, et al., The Demography of Tropical Africa (Princeton, Princeton University Press, 1968).

ために用いられる指標である。バングラディッシュについてみると、男性よりも女性にこの傾向が強いことがわかる。これはもちろん、そこで暮らしている女性の教育水準が低いためであろう。調査員は、女性の年齢を、しばしば身体的特徴や婚姻、出産の状況によって推定する。

111. 人口データの評価をアフリカ、インドネシア、インドの女性の年齢データに、下記のような典型的誤差が生ずることが注目された。

「1. 幼い子供の年齢を実際より高く推定する傾向があり、この結果、5-9才児の全体にしめる比率が特に過大であり、0-4才児の比率が相対的に過小である。

2. 思春期に達した10-14才の少女の年齢を実際より高く推定する傾向があり、特に少女が結婚している場合この傾向が強い。そしてこの傾向は、時には思春期に達していない10-14才の少女の年齢を実際より低く推定する傾向と結びついている。これらの少女は10才より下の年齢階級に組入れられて、その結果5-9才階級が最大となることに寄与する。

3. 10-14才階級に影響を与えたのと同じような年齢の過大推定の傾向が、15-19才、20-24才、25-29才の女性についても生じ、これは、各々の年齢グループが15、20、25、30才を越えて、それぞれ一つづつ上のグループへ移行することになり、その結果、10-14才、15-19才階級の占める比率の過小と、25-29才、30-34才階級の占める比率の過大をひきおこす。若年女性の年齢を実際より高く推定するのは、結婚や出産によって無意識的に年齢を高く見積もるといった偏りの傾向があるためか、あるいは女性についての機械的仮定、即ち女性は世間でいう結婚適齢期に結婚し、それから第一子出産までの典型的な期間を過ごし、その後も、一定の間隔をおいて出産をくりかえすということを仮定するためかもしれない」37)。

B. 婚姻状態

112. 南アジアの人口センサスに一貫してみられる特徴は、既婚女性の数が既婚男性の数を上回ることであり、通常男性1000に対し、女性は1005～1011の割合である。この超過が一夫多妻制によるのか、かつあるいは、センサス時の夫の不在によるのか、あるいは何らかの文化的理由による単なる誤った報告によるのか、を知ることは興味深いことである。

37) Methods of Estimating Basic Demographic Measures from Incomplete Data (United Nations publication, Sales No.E.67.XIII.2), p.21.

しかしながら、他の多くの国々のセンサスによると、結婚していると報告する女性の数が同様の男性の数を上回っている。例えば1970年ラウンドにセンサスを実施した国々の中で、チリ、エクアドル、フィンランド、マレーシア、ペルー、韓国、ルーマニア、トルコでは、女性既婚者数が男性既婚者数よりも多い。この不一致の原因の一つは、配偶者との合意に基づく同居 (consensual union)、離婚および別居している女性や寡婦は、同じ状態の男性よりも自分自身を「既婚」と述べることが多いからかもしれない。

113. 離婚、別居、死別というカテゴリーは統計の便宜上から一つの項目にまとめられて表示されることが多い。紙面の制約上、これらを一つにまとめる理由はそれなりにあるであろうが、これら各々のグループに属する女性が置かれている社会的状況は全く異なっていることがありうる。「シングルマザー」もまた、女性の一グループを形成しており、いくつかの国では彼女達は統計表の上に表示されないことが多いが、援助を必要とする重要なグループを代表している。例えばチリの1970年センサスでは、421,397人のシングルマザー（いまだに結婚せず、また現在同意に基づく同居の状態で生活していない）が報告されている。

C. 教育と識字率

114. 女性の教育水準は一国の女性の現在および将来の地位を理解するための重要な指標である。識字率は通常世界の殆どの国で入手することができる。発展途上国の男性と女性の識字率にはきわめて大きな差があり、女性のそれは男性よりもずっと低い。この他、学校出席日数、就学年数、最高教育水準が通常センサス調査票に含まれている教育に関する属性である。学校出席日数およびその他最小限のデータは行政資料から入手することができるが、それら業務統計は性別に区分されていないことが多い。このため、多くの発展途上国の女性の役割や地位を検討する人々にとって、教育や識字率に関する項目のデータを収集するために、センサスやサーベイを利用することは、とりわけ重要である。もし、これらの項目についての情報が、センサスやサーベイで得られるなら、統計利用者に対して、当然男女別に区分した結果表を用意すべきである。

115. 国民全員教育への勢いとともに、ここ数十年にわたって、女性の識字率が上昇傾向にあることを、相次ぐセンサスは示している。しかしながら、センサスの結果からは、女性の教育が科目の選択あるいは社会的習慣によってある特定のコースに限定されている事実をはっきりと読みとることはできない。この点で、センサスから得られた情報をさらに充実させるために、様々なタイプの標本調査を利用することが可能である。例えば、1973～74年のガーナ授業調査によると、中学校のフォームIVからVIに在籍する女子生徒は、芸

術科目に集中する傾向があるのに対し、男子生徒は芸術科目と科学科目の双方にまんべんなく分布していることがわかる。(女子生徒の19%が科学科目、69%が芸術科目に在籍しているのに対し男子生徒の比率はそれぞれ、43%と48%である) 38)。

116. 学校制度における実際の雇用の平等とともに教育の機会均等の重要性は、様々な領域の活動に反響を呼んでおり、時には、人口センサスの調査員の選定にも影響を与えている。センサスデータの収集に学校教員が選定されるような国では(教員が広範囲に分布する人口の最上で唯一の供給源であり、調査員としての最低の教育水準を満たしているために、しばしば教員が選定される)、農村地域で女性教員の割合が小さいということは、殆どの場合男性の調査員が雇用されることを意味する。このことは、女性が男性調査員に会いたがらないか、会うことを認められない社会で、性的代理回答の偏りが増大することにつながる。

D. 移住民

117. 急速で無計画な都市化が一般化している発展途上国では、移住民の研究は非常に重要である。移住民の大きさとともにその選択性も重要である。移住民の性比は彼らが流入する都市地域の住民の性比と同じであることはまれである。南アジア諸国で、農村から都市に流入する移住民は男性が圧倒的に多いのに対し、ラテンアメリカでは、都市に流入する移住民に占める女性の割合は男性より大きい。移住民、とりわけ女性の移住民が就くことのできる職業や住むことのできる住宅が不安定な性格を持っていることを考えるならば、開発計画立案者は移住民について信頼できるデータを思いどおりに入手することが重要である。国際間の移民女性に関する研究も重要である。発展途上国からの移民女性は、彼女たちが移住する新しい文化的環境に適応するのに男性よりも時間がかかる傾向がある。例えばイギリスに移住したアジアからの移民についてみると、男性は地域住民と接触する機会が多いために、英語をすぐに覚えるのに対し、女性は男性よりも家の中の家事労働に束縛される傾向がある 39)。

118. Elizaga氏 が注目したように、ラテンアメリカにおける移住民の重要な側面は、若年層の女性がその大多数を形成していることである。したがって、これらの国々の女性に

38) A. Smock, "The impact of education on women's roles: the case of Ghana" (Ford Foundation, 1976).

39) V.S. Khan, "Asian women in Britain: strategies of adjustment of Indian and Pakistan migrants". Women in Contemporary India, Dr.A.De Souza, ed., New Delhi, 1975.

関するデータの研究では、移住民の問題を扱うべきである 40)。さらに、ラテンアメリカでは、地域間移動とともに農村から都市への流入がある。しかしながら、このような移動を推定する統計は一般には入手できない。一つの情報源は、出生地についてのセンサスデータである。あるいはいくつかの発展途上国では、1年前または5年前の居住地についてのセンサス調査事項が情報源となっている。移住民を推計するもう一つの方法は人口増加率を使う方法である。しかしながら殆どの国、とりわけ発展途上国でこの方法は大きな誤差を伴い、場合によっては男性と女性ではその誤差が異なるので、この報告書でその方法を扱うことは適当とは云いがたい。社会福祉計画に必要な情報が入手できるのは、標本調査によってである。標本調査によれば、都市に流入する女性移住民は教育、年齢構造、婚姻状態に関して都市に住む女性とは異なっており、雇用についてみると肉体労働や「対個人サービス業」に従事する傾向がある。この点については、例えばSingh氏 41) およびDirasse氏 42) の研究を参照されたい。

E. 出生率と死亡率

119. 発展途上国は、出生率と死亡率の正確なデータを収集するために真剣な努力をかさねているにもかかわらず、発展水準に固有のいくつかの問題をかかえており、それらの問題がデータの質をそこなっている。多くの国には人口動態登録制度が確立していないし、たとえ制度があったとしても、そこで把握される出生や死亡数はごく少数である。このような不完全なデータを背景として、間接的な推計方法が開発されてきたの。たとえ不完全な人口センサスデータでも安定および準安定人口方法を利用することによって、そのデータの価値を高め、出生率や死亡率の分析に利用することができる。さらに、出生児や生存児についての情報――いわゆるBrass質問――が入手できるなら、広範囲にわたる分析手法を適用することが可能である 43)。

120. 間接的方法を開発しても、注意深くデータを収集する必要が減るわけではなく、生命表の適当なモデルなどを利用する間接的推計方法によって、内在する問題が隠蔽され、

40) J.C. Elizaga, "Migraciones, a las areas metropolitanas de America Latina", (Santiago de Chile, CELADE, 1970).

41) A. Singh, "Women and the family: coping with poverty in the bastis of Delhi" Social Action, New Delhi, vol.27, July-September 1977, pp.241-265.

42) L. Dirasse, "The socio-economic position of women in Addis Abeba: the case of prostitution", unpublished Ph.D. Thesis, Boston University, 1978.

43) Brass et al., op. cit.

特に性別の差を分析する際に実際とは逆の影響がもたらされるかもしれない。この点についての事例の一つは、1974年バングラディッシュセンサスの直後に実施された、出生率死亡率回顧調査 (BRSFM) である 44)。

121. その報告書に記されている重要な特徴は、出生時点の女性の平均寿命が男性より若干長いことである。これはバングラディッシュのその前の調査結果や、他の東南アジア諸国のデータとは正反対の結果である。この結果の決め手となるのは ${}_2q_0$ 、つまり2才までに死亡する子供の割合の推計値であり、BRSFM は女性よりも男性について高い推計値を算出した。BRSFM の報告自体が指摘しているように、女性の死亡についての過小報告の程度は男性よりも著しいために、上記の推計値は批判を免れないであろう 45)。過小報告における男女間の差は ${}_2q_0$ の推計の際に生かされなかった。したがって、BRSFM 報告書に示されている男女別平均余命の差についての結果数字を扱う際には十分な注意が必要である。

122. 「出生児」と「生存児」についての情報は、センサスやサーベイの調査事項から直接得られるし、またそれは、出生の経歴についての詳細なサーベイから引き出すこともできるだろう。男女別の死亡率の差を推計するとともに、報告全体を改善するために、出生児と生存児の質問は男女別々になされることが多い。しかしながら、女の子より男の子が尊ばれる国では、死亡した女の子についての報告を省略することが頻繁に行われ、その結果女の子よりも男の子の出生、死亡の方が正確に報告されることになる。1977年にペイルートで開催されたセンサス手法についてのECWA会議で、次のような勧告がまとめられた。即ち、Brass質問が提案される時、子供を性別に区分することに「第2番目の優先度」を与えるべきであるということであった 46)。男女別死亡率の差、とりわけ子供の性別死亡率の差についてのより適切なデータを得ることが重要であることを考慮して、もしBrass質問をセンサスやサーベイで取り入れるなら、それを男女別に質問することを検討することはきわめて重要であろう。

123. 「アフリカの人口データの特質」と題する van de Walle の作成した資料の中で、かれは一つの表を提示している。それによると、モザンビークの1940,1950年センサスおよび、ニジェールとギニアのサーベイでは、出生児についての遡及的質問に基づいて算定された

44) Ministry of Planning, Census Commission, Report on the 1974 Bangladesh Retrospective Survey on Fertility and Mortality, Dacca.

45) Ibid., appendix 9-vi.

46) K.Hill, "Census data required for indirect methods of estimating demographic parameters 1980 round censuses", ECWA, Expert Group Meeting on Census Techniques, 12-16 December 1977, Beirut.

性比は、母親の年齢が高くなるとともに増加している。これは、高年齢の女性が女の子を省略する傾向が強いことを意味している 47)。同様に、ホンジュラスの国民人口調査で用いられた過渡的質問を分析すると、女子乳児は系統的に省略されており、その死亡の過小報告はもっと深刻であることがわかる 48)。このような省略がもたらす影響は、女子乳児死亡率が非常に低くなることである。この調査から算定された乳児死亡率は、男子の場合出生1000に対して139であるのに対し、女子の場合1000に対して97である。このような結果をふまえて、データ収集の際および間接的推計手法を適用する際、性的偏りの影響を最小にするように十分な注意が必要である。

F. 職員配置

124. 女性が社会開発に参加することを検討するためには統計データが必要である。このデータの信頼性と有用性を損なう様々な種類の誤りについては、すでに各節で論じたとおりである。いくつかの場合には質問事項、概念、集計についての技術的改善が実験的あるいは実際の使用にむけて提案された。この節では、最初は、単なる管理上の問題とみなされるかもしれない問題点、すなわち国の統計制度内の職員配置形態を取り上げる。しかし女性（および男性）が、国の統計部局の様々な活動（実査上の業務、理論的検討分野、標本抽出およびその他の専門的業務、集計、公表およびその他の利用者のための業務、全般的管理業務）に平等に参加しているか否かという問題は、実は重要な技術的意味合いを含んでいる。

125. この問題はさらに、社会的公正という、より広範な問題ともかかわっていることを強調しなければならない。1975年メキシコ会議で採択された、国際婦人年の目標履行のための世界行動計画は以下のように述べている。

「62. 政府は1975-85年の十年間に、あらゆる段階における選挙及び任命による公職、公務に就く婦人の数を増やすための、目標、戦略及び予定表を設定すべきである。

「63. これらの目的を達成するためには、特に下記の措置が必要であろう。

.....

「(b) 公職に婦人の平等な参加を達成するため、政府は特別の指示を出し、公務

47) Brass *et al.*, *op. cit.*

48) K.Hill, G.Maccio, A.Packer and J.Somoza, National Demographic Survey of Honduras Methodology, Results, Indirect Estimates (Santiago de Chile, CELADE, 1977).

に就いている婦人の数及び各々の分野における職務のレベルにつき定期報告をまとめること。」

「(c)採用、指名及び昇進に際し、男子人口との対比において婦人の経済的・社会的・政治的能力のレベルを設定するための研究を行うこと。」

「(d)両性の衡平な代表比率が達成されるまで、特に要職への婦人の採用、任命、昇進に役立つような特別な活動を行うこと。」49)

1975年に、この会議で採択された、「女性の平等および開発と平和への貢献に関するメキシコ宣言」は、女性差別撤廃に関する国連宣言の中の一節について、特別に以下のように述べている。「女性に対する差別は、人間の尊厳と相入れず、また家族や社会の福祉とも相入れないものであり、男性と同等の条件でそれぞれの国の政治的、社会的、経済的、文化的生活に参加することをさまたげ、さらに、それぞれの国および人類の事業の中で女性のもつ潜在的可能性を完全に展開するための障害になっている。」50)

126. このような広範囲にわたる政策を検討することは、たとえそれが重要であれ、この報告書の範囲をこえている。この節では、その代わり、技術的観点から、職員配置形態と、それにかかわる問題を再検討する。

127. 多くの先進国で、女性は伝統的にセンサスやサーベイの調査員として雇用されてきた。これは、部分的には、パートタイムの仕事につくことのできる教育をうけた主婦がブールされているためである。しかしながら、発展途上国で女性を調査員として使用することは、あまり行われていない。E S C A PやE C W A地域のいくつかの国々で女性調査員が雇用されているが、それは主に都市部にかぎられている。これらの国々で人口の大半は農村部に住んでいるのであるから、職員配置形態に改善の余地があることはあきらかである。先進国の労働力調査で女性調査員の比率が著しく高いことも望ましいことではない。とはいえ、この職員配置形態は、雇用についての性的ステレオタイプを強化するのではなく、むしろ弱体化するので、もっぱら男性調査員に依存する場合に較べると、さほど深刻な問題ではないだろう（パラグラフ95～96参照）。

128. アフガニスタンは、全国人口調査を実施する際、女性調査員をどうしても使用しなければならない国の一例である。この国では人口センサスが実施されていなかったため、

49) Report of the World Conference of the International Women's Year, (United Nations publication, Sales No.E.76.IV.1), chap.II, paras. 62 and 63.

50) Ibid., chap.I.

人口推計および出産に関するデータを得るために、全国標本調査である、アフガン人口調査(ADS)が1971-73年に実施された。

129. この調査の企画段階で、調査事項の多くは、男性調査員によって質問できないことがわかったため、女性調査員を使用することが考えられた。これに対していくつかの反対があった。それらは、

(a)文化的状況――強力なイスラム的伝統に従う男性主導型社会――は女性調査員の使用を指示はしない。

(b)アフガン女性が彼女たちの家庭の外で働くことはまれである。多くの調査現地は山間部の村々であるから、後方支援的業務(logistics)が困難である。

(c)アフガニスタン全国を男性従事者と一緒に旅行することはかつてなかったことである。さらに、宿泊も必要になるので、女性調査員用の特別な設備が必要になる。

このような状況にもかかわらず、実際には女性の調査員と指導員を適切に選定したことによって、それまで入手できなかったアフガニスタン女性の生産力の様々な側面についての質の高いデータを入手することに成功した。女性調査員は家の中に入ることができ、一般に快く迎えられた。女性調査員は二人一組で調査にあたるか、あるいは男性のガイドを必要としたので、それにかかる追加費用は、得られるデータのタイプと質を考えるならば、当然支出すべき費用であると考えられた。

130. 世界生産力調査の一環として行われたバングラディッシュ生産力調査でも、女性の調査員や指導員が雇用された。この調査においても、通知をうけた回答者としては女性があきらかに最善である事項をもっぱらあつかつており、男性調査員が女性に直接質問すればトラブルをおこす恐れがあった。したがって、この調査のために女性調査員を特別採用することにもなう追加的支出は当然の支出として正当化された。ガーナでも、ガーナ生産力調査に女性が雇用されている。しかしながら、ガーナでは、この目的のために女性調査員を使用することに要する費用と、それによって得る利益は、他の国ほど大きくないと考えられた。というのは、ガーナの社会的慣習は、男性と女性が国内を自由に移動することを認めていたからである。いずれにせよ、生産力調査で使用された女性調査員や指導員を、通常の業務を処理する統計中堅職員として吸収することを真剣に検討すべきである。

131. 南アジア地域を含むいくつかの国で性比が上昇する問題はすでにパラグラフ108-109で論じた。品質管理のための再訪問(Quality control reinterviews)や事後調査(Post-enumeration survey, PES)は、理論的には、センサスよりも質の高いデータが得られると考えられているが、情報を収集する人の性別という観点からみれば、センサスと同じであ

ることが多い。その結果、女性が家の中にとじこもる傾向の強い地域で男性調査員が使用された場合、事後調査をしても、性選択的過小把握 (sex selective under-enumeration) を修正できないことが多い。この問題に対処するためには、センサスは無理としても、標本抽出に基づく事後調査に女性調査員を雇用することが考えられる。家や収容施設 (compound) の外でデータを収集しなければならない男性調査員によって獲得されたデータと、家の中に入れる女性調査員によるデータを比較することによって、修正要因を開発することができるだろう。

132. 事後調査の結果を性別に区分して製表することも重要である。これをしないと、事後調査の後に人口総数を修正しても、性比は現実を反映せず歪曲されたままということになる。

133. 女性の移住民や経済活動についてのデータの収集を女性調査員に委ねる方が、よい結果をもたらす国もある。都市に住む未婚の女性移住者の住居に男性調査員が直接入ることがむづかしいことがしばしばある。特に、都市のインフォーマルセクターでは、調査員がこのような女性を見落とすことが多い。経済活動に関しては、家事労働と、経済的に重要な二次的労働を区別するためには、様々なタイプの質問や時間のかかる面接が必要であるが、男性調査員が女性回答者からそのような回答を得ることはむづかしいかもしれない。

134. いくつかの国、特に発展途上国の農村地域では、女性調査員や指導員を雇用することに伴う後方支援的業務に難しい問題があるのは事実である。しかしそれらの問題は必ずしも手に負えないものではない。第一に、安全と宿泊施設についての困難な問題は、この問題に対処するために必要な費用を現実的に評価することで処理できる。この評価をする際、女性従事者が現地に駐在する保健または農地開発のような政府事業の経験を参考にすべきであろう。さらに、調査員になりうる女性から、何が歓迎すべき労働条件か、何が歓迎すべからざる労働条件かについての意見を求めるべきであろう。そうすることにより、管理上の決定をください職員は、可能であるとともに現実的な評価を下す立場に立つことができるだろう。第二に、人々が定職につくことに対する社会的風潮や形態は、一つの国についても地域によって様々であるから、一国においては、女性を調査現場の正規労働力として段階的にくみこむ方法からはじめることが可能であろう。第三に、問題全体を定期的に再検討することは有益なことになりうる。何故なら社会的変化や開発活動および他の政府機関の経験が、この問題に伴ういくたの困難を減らし、もっと効果的に問題を処理する方法を示唆することが可能だからである。

135. いくつかの国で女性を調査員や現地の指導員として雇用する際に生じる特別な後方支援的業務の問題は、国の統計制度の中で、専門的管理業務に従事する女性を雇う場合に

は、たとえあるにせよ、殆どとるにたらない問題である。男性の場合と同じように女性を専門的管理的職員として雇用することによって、統計部局が失うものは何もない。女性が、人口センサスや世帯調査で把握される人口の半分を占めていること、また女性の地位の改善にかかわる政府機関や調査研究機関は統計とより深くかかわり、また統計利用者として重要になっていることを考えるならば、当然であろう。

136. たしかに、女性自身、必ずしも性的ステレオタイプを免れてはいない。それにもかかわらず、経済活動についてのデータの問題のように、この報告書ですでに論じた技術的問題に対して、女性は、平均して、男性の同僚よりも、自分自身の経験にもとづいて敏感に反応する立場におかれているはずである。調査内容の計画、標本抽出およびその他のデータ収集方法の開発、内容審査や符号づけの手順の作成およびその実行の監督、集計計画の立案等の業務に、女性（または男性）が殆ど参加していない統計部局の活動と、そこで作成される資料は、ほぼ同数の男女職員のいる部局で作成されるものにくらべると、はるかに欠陥の多いものであろう。

137. 実際には、統計部局で男女双方が全く平等に雇用されている先進国や発展途上国も数多くある。また、先進地域、発展途上地域の双方の国々で、統計部局の長またはそれら部局内の専門分野で要職についている女性も多い。

138. しかしながら、このような状況は決して普遍的なものではない。統計部局の専門的地位に女性が殆ど登用されていない国がある一方で、雇用されている女性の大半が統計部局の中の一つの課に集中している場合もある。様々な社会的要因のために、たしかにこのような状況は少なくとも部分的に生じている。例えば多くの発展途上国では、男性にくらべて、高等教育をうける女性は少ない。高等教育過程に進む女性はごくわずかであり、さらに統計業務に適した教育をうけたとしても、彼女たちを受け入れ権限をあたえる国の統計業務分野はわずかである。このような社会的問題の克服を支援するために、女性の特別採用を導入しはじめた統計部局もあり、そこでは、統計部局に有能な女性専門家をふやすために、学生インターン計画も採用されている。

139. 広範な社会的要因に加えて、統計部局の中には有能な女性が就職しようという意欲をなくすような人事や採用の実態があるのかもしれない。もし、このような状況が一時的に存在するなら、それらを排除するために、上級管理職員による粘り強い努力が要求されるであろう。このような女性差別的な実態は、明らかに、雇用上の差別をなくすために一般に認められている社会的平等の原則と矛盾するものである。すでに論じたように、このような実態は統計システムに対するイメージやそこで作り出されるものに不利な影響を与えるであろう。

V 結 論

140. 前書きおよび序文で指摘したように、この報告書は女性の役割と地位、女性の開発への参加および両性間の平等に関する政策や研究に必要な統計を、いかに改善すべきかについて、特に各国レベルでなされる論議や検討を活発にすることを目的としている。この領域は、現在徐々に進展しているので、そこでとりあげられている問題および可能な解決策は国によって大きく異なっているし、この報告書が基礎にしている諮問レポートは比較的簡略なものなので、包括的かつ詳細な一連の勧告を作成することは不可能であった。その代わり、読者に便利のように、この報告書の中で引用された多くの資料にもとづく結論が、以下に列挙されている。これらの結論がいかにして得られたのか、そして結論相互がどのように関連しているのかについての理解を得たい人は、この報告書のⅠ～Ⅳを参照されたい。

141. 主要な結論は下記の通りである。

(a) 文化的社会的諸要因の多様性が性的ステレオタイプの原因となっているかもしれない。これら性的ステレオタイプは、データ収集過程に関わる多くの技術的要因とともに、データの質を低下させている。性と結びついた偏りの影響を防ぎ、または最小にするために特別の努力がしばしば必要とされる。そして、この偏りはとりわけ女性についてのデータに悪影響を与えることが多い。

(b) 1975年にメキシコ市で採択された世界行動計画の線にそって、女性が開発過程に参加することに関するデータを、男性についての同様の比較可能なデータとともに、入手することを特に強調する必要がある。男性と女性についての比較可能なデータが必要なのは、両性間の平等に関する問題を検討することが必要なためである。

(c) 官庁統計の作成者と、女性の役割と地位および関連する諸問題の検討のためにこれらデータの利用に関心を有する人達とが、定期的に会合を開き、利用者の要望と優先度を討議し、さらに、統計利用者の要望に対して国の統計部局の作業計画が最も効果的、効率的にこたえるにはどうしたらよいかを討議することは、上記の目的を達成するための重要な手段である。

(d) 人口住宅センサスのような大規模な統計事業を計画する場合、十分に検討すべきことは、女性に関する政策形成や研究用に作成されるデータの有効性を最大にし、獲得されるデータの性的ステレオタイプや性的偏りの影響を最小にするために、どのような手段を講じたらいかがかということである。例えば、センサス日程表の諸事項とリンクした一連の重要な活動についての例示的チェックリスト表が結論の最後に示されている。そして、それらの活動によって、センサスを国連婦人の10年の目標と密接に関連させて実施することができるであろう。

(e) 調査現地の職員（すなわち、人口センサスおよび世帯調査の調査員とその直接の指導員）はできるかぎり男女同数程度に均衡させるべきである。男性調査員を使うと、実際全ての女性に関する情報を、代理人が回答することになるような国では、女性調査員を利用することは特に重要である。後方支援的業務または文化的問題から女性調査員が利用できない場合、事後調査または類似の評価活動に、男女双方の調査員を雇用すべきであり、それによって調査員の性別にもとづく回答の偏りの影響を研究することができる。

(f) 先進地域および発展途上地域で、統計部局の業務のあらゆる局面で、男女双方の専門的管理職員を雇用している国が多い。このような雇用政策は国連婦人の10年の原則と合致するばかりでなく、統計部局の技術的能力の向上にも役立つであろう。

(g) 人口住宅センサスで収集された重要な属性の大半について、性別に製表することに対して第一位の優先度を与えるべきである。また、センサスの事後調査の結果も同様に性別に表示すべきである。

(h) 人口センサスおよびその他のデータベースについての計画は、女性の役割と地位および関連する諸問題を扱う研究機関や利用者と協議して進めるべきである。この協議で、性を基本的項目としてデータベースに含めることが必ず指摘されるだろうし、その他にファミリー・ライフ・ステージのような標識についても製表する必要があることが示唆されるだろう。いくつかの国では、ファミリー・ライフ・ステージのデータは社会福祉計画を立案する際に必要と思われる。

(i) 国の統計機関にとっては、この分野で活動している研究機関と協力して、統計機関が用いるべき新しい概念や方法を開発しテストすることは有益である。これら研究機関は、

ケース・スタディや参加観察方法 (participation-observation methods) を含む小規模のミクロ研究を実施するのに特に適している。

(j) それにもかかわらず大半の発展途上国で、女性の役割と地位および関連する諸問題に関するデータが、不十分で信頼性に欠ける第一の原因は、十分に発達した統計組織が欠除しているためであることを強調しなければならない。これらの国々で、女性の開発への参加を評価するために必要な統計を利用できるようにするためには、大幅な改善が必要であり、下記のような各種統計事業がかぎを握っている。それらは、全国世帯調査実施計画、世界人口住宅センサス計画、人口動態統計改善世界計画、および関連する多国間および二国間の技術援助活動である。他方、大半の先進国の統計業務の状況はかなり良好であるが、統計部局は財政的逼迫に直面している。

(k) 最後に、各国の全国的データシステムから性的ステレオタイプおよび性的偏りを除くことは、国連婦人10年の目標の実現に向けて努力する人々が必要とする統計の改善に役立つばかりでなく、その他の多くの目的のために用いられる統計の改善にも役立つであろう。

人口センサス計画を立案する際に用いられる例示的チェックリスト

センサス事項	必要な活動
1. 法的枠組の立案と施行	法的根拠をもった性的ステレオタイプ、とりわけ「世帯主」概念に関するステレオタイプを除去するためにセンサス法令草案を検討すべきである。
2. 専門的諮問委員会 (TAC) の設置	女性も委員として加わるべきである。
3. データ利用者との協議	女性問題を扱う政府機関および研究機関と協議すべきである。これら諸機関のデータ要求に応じた調査票や結果表の必要を研究すべきである。
4. センサスのプリテスト計画	適切な「世帯主」および「経済活動」概念について試験調査を行うべきである。「ライフステージ」に対応する家族データを収集できるか否かについて研究すべきである。
5. 幹部職員の採用 (政策、現地業務、データ処理)	センサス業務の全ての局面に女性を含めるように職員配置形態を検討すべきである。
6. センサス実施にむけての広報活動	広報宣伝活動の中に、「伝統的な」家族の分類に加えて、働く女性、女性世帯主家族等の例示を含めるべきである。
7. 訓練計画	調査員や指導員など調査現場で働く人がもっているかもしれない性的ステレオタイプを克服できるような、また調査時に直面する性的偏りの原因となる問題を彼らが処理できるような訓練資料を作成すべきである。
8. コーディング 及び エディティング	不適切な性的コーディングやエディティングの決定がなされないように、コーディングやエディティング計画を再検討すべきである。またこれら業務が偏りなく履行されるように監視すべきである。
9. 事後調査 (PES)	事後調査の結果の製表は男女別に行うべきである。性比が高い値を示す地域では、女性調査員を雇用して調査が行われたときの性に特有な修正要因を開発すべきである。

付 録

顧問の旅行日程および謝辞

旅行日程 No. 1 (1977年11月9日～12月21日)

<u>日 時</u>	<u>訪問機関</u>
11月10-12日	Statistical Division, Economic Commission for Europe, Geneva, Switzerland.
11月14-16日	Central Bureau of Statistics, Oslo, Norway. Likestillingsradet, Oslo.
11月16-20日	National Central Bureau of Statistics, Stockholm, Sweden.
11月20-22日	Central Statistics Office, Warsaw, Poland.
11月22-25日	Federal Statistical Office, Belgrade, Yugoslavia.
11月28-30日	Office of Population Censuses and Surveys, London, United Kingdom. Department of Employment, London.
11月30日-12月7日	United Nations Statistical Office, New York, United States of America. United Nations Centre for Social and Humanitarian Affairs, New York City. The Ford Foundation, New York City. Office of Population Research, Princeton University, Princeton, N.J.
12月7-9日	United States Bureau of the Census, Suitland, Md. Women in Development Office, Agency for International Development, Washington, D.C. Inter-American Statistical Institute, Washington, D.C.
12月10-14日	Institute Nacional de Estadisticas, Santiago, Chile. Statistical Division, Economic Commission for Latin America, Santiago.

Demographic Centre for Latin America (CELADE),
Economic Commission for Latin America,
Santiago.

12月14-18日 Instituto Nacional de Estadísticas y Censos,
Buenos Aires, Argentina.
Centre de Estudios de Población
Buenos Aires.

12月18-21日 Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística,
Rio de Janeiro, Brazil.
Departamento de Estados de População,
Rio de Janeiro.
Instituto Universitario de Pesquisas de Rio de Janeiro,
Rio de Janeiro.

旅行日程 No. 2 (1978年4月17日～5月11日)

<u>日 時</u>	<u>訪問機関</u>
4月18-21日	Statistical Division, Economic Commission for Africa, Addis Ababa, Ethiopia. Population Division, Economic Commission for Africa, Addis Ababa. Institute of Development Research, Addis Ababa University, Addis Ababa.
4月21-25日	Central Bureau of Statistics, Nairobi, Kenya. Ford Foundation Nairobi.
4月25-28日	Central Bureau of Statistics, Accra, Ghana. Regional Institute for Population, University of Ghana, Legon. National Council on Women and Development, Accra.
5月1-3日	Direction des statistiques et de la comptabilité nationale, Algiers, Algeria. AARDES, Algiers.
5月3-6日	Central Agency for Public Mobilization and Statistics, Cairo, Egypt.
5月6-9日	Population Division, Economic Commission for Western Asia, Beirut, Lebanon.
5月9-11日	Statistical Center of Iran, Teheran, Iran. Asian and Pacific Center for Women and Development, Teheran.

これらの訪問の過程で、また郵送によって、広範囲にわたるコメントや資料が提供された。上記の諸機関の他に、カナダとジャマイカの国家統計局、およびILO、WHOの統計部は最も協力的で、各種の資料を提供してくれた。

国、地域、国際諸機関で働く非常に多くの方々からの、報告準備過程のあれこれの段階での甚大なるご協力とご支援なしには、この報告書を作成することは不可能であった。それらに対して心から感謝し御礼を申し上げる。

訳者あとがき

本冊子は、日本統計研究所プロジェクト「女性にかんする統計の実状と改善」の研究活動の一環として、国連統計局が1980年に公表した "Sex-based Stereotypes, Sex Biases and National Data Systems" (ST/ESA/STAT/99, 11 June 1980) を、全訳したものである。表題の中にもある 'sex-based stereotypes' は、「性にもとづく固定観念」とでも訳すのが適当ではないかと考えたが、わが国ですでに「性的ステレオタイプ」という訳語が使われているようなので、一応それに従った。

国際連合は周知のように、第27回総会で1975年を国際婦人年に指定し、(1) 男女平等の推進、(2) 経済、社会、文化への婦人の参加、(3) 国際平和と協力への婦人の貢献、を目標にして、各国および国際レベルでの行動をおこすように呼びかけた。国際レベルの行動としては、国際婦人年世界会議（1975年6月19日-7月2日、メキシコシティ）の開催が一つのハイライトであった。この会議では、国際婦人年の目的を達成するために行うべき、今後10年間（1976年-85年）にわたる世界行動計画が採択された。この世界会議とそこで採択された「世界行動計画」は、その後、国際的にも国内的にも、各分野の女性問題にとり組む上での基本的かつ重要な立脚点の一つとなっている。

統計の分野においては、女性の地位や役割の現状を認識する手段として、統計のもつ重要性とともに、統計活動において「固定観念」を無反省に用いることによって統計を歪める危険性があることが注目され、国連統計委員会や国連統計局を中心に、「世界行動計画」の具体化が図られた。まず1976年の第19回会期国連統計委員会では、統計における性的ステレオタイプの問題が1980年人口住宅センサスとの関連で論議され、ひきつづいて1979年の第20回会期統計委員会で、それらの問題をもちこんだ1980年人口住宅センサスについての勧告が決議されている。

また、国連統計局は、インド社会研究所の S. D'Souza 氏を顧問に任命して、第20回会期統計委員会に向けて、女性の地位と役割の検討に必要な統計の作成において、各国の統計当局が直面している諸問題とその解決のために行っている諸活動についての調査・研究を依頼した。彼は1977年11月から1978年5月までに、世界各地の約37ヶ所もの関係機関を精力的に歴訪して情報を収集し、1978年末に報告書を取りまとめた。その報告書は、地域委員会、ILO、WHO等の国連専門機関からよせられたコメントにもとづいて手を加えられ、改訂版として1980年に公表された。本冊子の翻訳はこの改訂版による。

この報告書の意義は、1975年の国際婦人年世界行動計画にもられている勧告の具体化を、

統計の分野において試みた国連統計局の最初の文書だということであろう。この報告書では、統計の分野における性的ステレオタイプと性的偏りの問題が、主として、世帯主等の概念、家族と女性の関係、女性の経済活動の把握、女性に関するデータの入手、等に及ぼす影響およびその対策にかんして、各国の事例をあげながら具体的に示されている。センサスから性的ステレオタイプと性的偏りの影響を除去するためのチェックリストの試みもある。他方、短期間の調査研究であったこともあり、報告書自らも認めているように事例にアンバランスがあり、また日本の事例は一切取り上げられていない。分析においてもいささか不十分さを感じさせるところがないわけではない。

しかしながら、本報告書が公表された後の1980年代の統計分野におけるこの問題に関する活動は、おもに国連統計局とINSTRAW（「女性の地位向上のための国際研究・訓練所」）によって積極的に展開されてきた。これら両機関、さらにはINSTRAWとILO、あるいはILO独自の取り組みにより、この問題をさらに具体化に分析し、発展させた文献が次々と発行されている。その主要なものを以下に挙げておく。この報告書は、このような諸文献のいわば「基準文献」としての位置を占めているものと評価することができよう。

本冊子の翻訳は、田中尚美が担当した。

- (1) Compiling Social Indicators on the Situation of Women, Studies in Methods, Series F, No. 32 (UN publication, Sales No. E.84. XVII. 2) 1984
- (2) Improving Concepts and Methods for Statistics and Indicators on the Situation of Women, Studies in Methods, Series F, No. 33 (UN publication, Sales No. E.84. XVII. 3) 1984
- (3) Compendium of Statistics and Indicators on the Situation of Women (UN publication, Sales No. E/F.88. XVII. 6) 1986
- (4) Training Users and Producers in Compiling Statistics and Indicators on Women in Development-Syllabus and Related Materials from the Subregional Seminar held in Harare, 29 April - 7 May 1985, Studies in Methods, Series F, No. 45 (UN publication, Sales No. E.87. XVII. 6) 1987
- (5) Improving Statistics and Indicators on Women Using Household Surveys, Studies in Methods, Series F, No. 48 (UN publication, Sales No. E.88. XVII. 11) 1988
- (6) World Survey on the Role of Women in Development (UN publication, Sales No. E.89. IV. 2) 1989
- (7) ILO: Women in the World of Work, Statistical Analysis and Projections to the Year 2000, 1990

統計研究参考資料 No. 34

1991年 6月

発行所 法政大学日本統計研究所

194-02 東京都町田市相原町4342

TEL. 0427-83-2325・2326

発行人 豊田 敬